

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望1

(要望事項)

アジア政党国際会議（ICAPP）第11回総会は11月19日、地域の課題を解決するためには、「ブロック政治を回避」し、「対話と交渉」を行うことが「紛争解決への唯一の道」だと述べる「イスタンブール宣言」を全会一致で採択し、閉会した。わが党はこの会議に参加し、ロシアによるウクライナ侵略を厳しく批判するとともに、紛争を平和的に解決する枠組みをつくることを訴え、「イスタンブール宣言」にも反映された。

一方、政府の「国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議」が、11月22日に発表した報告書によれば、「反撃能力」＝敵基地攻撃能力の保有と増強が必要だとして、今後9年を念頭に、同能力を持てるようにしている。敵基地攻撃能力保有の重大な危険は、日本がどこからも攻められていないのに、アメリカが海外で戦争を始めた場合に、日本が安保体制＝集団的自衛権を発動し、敵基地攻撃能力＝『反撃能力』を使って米軍とともに相手国に攻め込むことにある。わが党として、アジア政党国際会議において確認された、紛争を平和的に解決する枠組みをつくる努力こそ、憲法九条を持つ日本が行うべきであると考えている。

知事は、地方自治を預かるものとして、日本国憲法第9条を守り、生かす立場に立ち、憲法改定に等しい「安保法制」の廃止とともに、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回を政府に求めること。「敵基地攻撃能力」の保有について反対すること。

(回答)

日本国憲法第9条の平和を希求する理念は、非常に大切なものであります。

日本国憲法の改正については、国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬものであります。

したがって、憲法改正の必要性やその内容、発議の時期等については、国民の代表である国会議員が、国会の場で、国民の思いも踏まえてご議論いただくものであると考えております。

また、平和安全法制は、我が国をとりまく安全保障環境が厳しさを増す中で、政府が法案を提出し、国民の代表である国会の衆参両院において審議・可決を経て成立したものです。

この平和安全法制の内容については、政府から「国民の皆様の理解が得られるよう、政府としてこれからも丁寧に説明する努力を続けていきたい」との考え方が示されています。

このため、安全保障政策の一義的な判断主体である国において、国民に対し、しっかりと説明を行っていただきたいと考えています。

また、「敵基地攻撃能力」の保有についても、国家・国民の安全保障に関わる問題であるため、国において適切に判断されるべきものと考えています。

(担当部)

総務部

(担当課)

行政経営企画課

防災危機管理局防災企画課

(担当者・内線)

羽江（内2113）

笹口（内2489）

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望2

(要望事項)

航空自衛隊築城基地では、米軍普天間基地の「緊急時の機能移転」として、滑走路の延長事業や米軍用の施設建設がすすめられ、今年度末には滑走路延長を除き、米軍に引き渡される予定となっている。

軍事的緊張の拡大と悪循環をもたらす基地施設の強化に反対し、政府に対し撤回を申し入れること。

(回答)

築城基地の施設整備については、国家・国民の安全保障に関わる問題であるため、国において適切に対応されるべきものと考えています。

なお、県としては、住民の騒音被害や航空機事故に対する不安を除くため、米軍基地を抱える都道府県で構成する「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会(渉外知事会)」を通じて、騒音軽減及び飛行運用の制限等に関する条項の新設など、日米地位協定の改定を求めているところです。

(担当部)

総務部

(担当課)

防災危機管理局防災企画課

(担当者・内線)

笹口(内2489)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望3

(要望事項)

航空自衛隊築城基地の滑走路延長に伴う環境影響評価手続きの4段階目で、知事の意見を表明する際に、「騒音」を評価項目に入れ、低減策をとるよう防衛省に対し求めること。

航空自衛隊築城基地の「米軍基地化」が進めば、日米共同訓練の強化が予測される。騒音被害等を監視するため、福岡県に基地対策課を設置すること。あわせて、宮崎県新富町が行っているような騒音の監視体制をとること。

(回答)

築城基地滑走路延長事業の環境影響評価については、九州防衛局が令和2年に作成した調査計画書に対して、基地周辺には居住区域があることから、騒音の低減に積極的に努めるよう、知事意見を出しております。

評価書に対する知事意見については、県環境影響評価専門委員の意見等を踏まえて、環境保全の見地から、適切に述べてまいりたいと考えております。

築城基地での日米共同訓練については、基地周辺自治体と九州防衛局の間で協定を締結しており、騒音対策や安全対策等に配慮するとともに、訓練実施や万が一の事故等の情報が速やかに提供されることとなっています。

県としては、今後も、この協定書の着実な運用を図ることにより、住民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと思います。

県においては、築上町役場築城支所に航空機騒音測定装置を設置し、年間を通じて築城飛行場の騒音を常時測定しております。

また、この常時測定を補う観点から、年に2週間程度の短期測定を8地点において実施しております。

今後とも、築上町と協力しながら、築城飛行場の騒音を測定してまいります。

これらのことから、築城基地の騒音の監視については、現行の組織体制で十分対応可能であり、今後とも関係部署連携の上、対応してまいります。

(担当部)

環境部

環境部

総務部

(担当課)

自然環境課

環境保全課

防災危機管理局防災企画課

(担当者・内線)

野田(内3473)

丸林(内3434)

笹口(内2489)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望4

(要望事項)

自公政権が沖縄県民の総意を無視して名護市辺野古への米軍基地建設を力づくで押しつけようとしていることは、憲法と地方自治を踏みにじる暴挙であり、地方自治を預かる知事として、沖縄と連帯して、米軍基地建設反対、普天間基地の無条件撤去と基地のない沖縄の実現を国に求めること。

あわせて、名護市辺野古の米軍新基地建設に伴う埋め立てに沖縄戦犠牲者の遺骨が眠る県南部の土砂を使用することについて、撤回するよう政府に求めること。

(回答)

米軍基地の問題については、日米の政府間において協議されるべきものであり、その方向性等について、政府は地元住民にしっかり説明し、政府の責任において解決を図るべきであると考えています。

一方で、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高い状況であることなどから、本県も含め、全国知事会として国に対し、基地の整理・縮小・返還の積極的促進を提言しているところです。

なお、米軍新基地建設に伴う埋め立て土砂の調達先については、米軍基地問題と同様、政府の責任において対応されるべきであると考えています。

(担当部)

総務部

(担当課)

行政経営企画課

防災危機管理局防災企画課

(担当者・内線)

羽江(内2113)

笹口(内2489)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望5

(要望事項)

2021年6月、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(以下、土地利用規制法)が成立した。政府は、自衛隊基地や原発など安全保障上重要な施設の周辺や国境の離島などの土地利用を規制すると説明しているが、具体的な規制対象の区域や行為は、国会審議でも明らかにしなかった。政府による調査は、土地利用者の思想信条などにも及ぶ可能性があり、私権制限の危惧がある。政府は、土地利用法が指定する区域の不動産価格が下落する可能性を認めながら、補償の必要性を認めておらず、正当な土地取引が制約される恐れもある。土地利用規制法を廃止するよう政府に求めること。

(回答)

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」は本県議会をはじめ、多くの地方議会で議論がなされ、全国各地の地方公共団体において、安全保障の観点から土地の管理を求める意見書が提出されたことなどを受け、可決・成立したものです。

安全保障政策については国の専管事項に属するものであり、政府が責任をもって対応すべきものであると考えております。

(担当部)

総務部

(担当課)

行政経営企画課

(担当者・内線)

羽江(内2113)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望6

(要望事項)

核兵器禁止条約が今年1月に発効し、人類の歴史上で初めて核兵器を違法とする国際法が確立した。日本世論調査会で今年6月～7月に実施した調査で、核兵器禁止条約に日本が「参加するべきだ」とした人が61%にのぼっている。地方議会による条約参加の意見書は645自治体(日本原水協調べ)となり、国内1788自治体の38%となった。

政府は唯一の戦争被爆国でありながら、核兵器禁止条約の署名・批准に背を向けている。全国で広島・長崎に次いで被爆者が多い本県知事として、同条約に署名・批准するよう政府に求めること。

(回答)

我が国は世界で唯一の戦争被爆国であり、核兵器のない平和な世界の実現が望まれます。

一方、条約の締結や締約国会議へのオブザーバー参加は、外交政策に関する国の専管事項に属するものであり、政府が責任をもって取組む課題であると考えております。

(担当部)

総務部

(担当課)

行政経営企画課

(担当者・内線)

羽江(内2113)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望7

(要望事項)

統一協会（世界平和統一家庭連合）について、不安をあおって物品の購入や献金をさせることなどに対し、「統一協会の組織的不法行為」を認めた判決が数多く出されている。統一協会が県の施策推進団体に登録していることについて、取り消しについてのルールを早急につくること。本県として、統一協会とのいっさいの関係を断つこと。

(回答)

旧統一教会のような社会的に問題を指摘されている団体の登録については、現在、どのようなルールを設ければ県民の皆様が安心していただけるのか、検討を進めているところです。

(担当部)

総務部

(担当課)

行政経営企画課

(担当者・内線)

井寺（内2117）

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望83

(要望事項)

メガソーラーや風力発電などの建設が、災害発生や環境破壊につながるものがないよう、住民の生命や財産、住環境を守る立場からの法の整備や規制強化(土砂災害特別警戒区域の林地開発等)を国に働きかけ、県独自の条例を制定すること。

(回答)

県では、大規模太陽光発電施設建設について、平成27年度から令和元年度において、九州地方知事会を通じて、林地開発における基準や関係法令を整備することについて関係府省等に対し提言を行ってまいりました。

その結果、国は、森林法に基づく林地開行為に対する審査を適正かつ円滑に行うため、「太陽光発電施設の設置を目的とした開行為の許可基準の運用細則」(令和元年12月24日付、林野庁長官通知)を定め、防災施設の設置や森林の残地・造成などの基準を示したところです。また、令和4年9月の法令改正等により、太陽光発電施設の設置については、住民説明会の実施等の努力義務や許可対象面積を1.0haから0.5haへ引き下げるなど規制強化が図られております。

林地開発に係る審査については、これら森林法に加え、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域など、他法令による土地利用の規制状況も確認し、必要に応じ関係部局と打合せを行ったうえで審査を行っていることから、新たな条例の制定は必要ないと考えています。

なお、一定規模の太陽光発電事業については、令和2年4月から環境影響評価法の対象とされたことから、本県においても同年7月から太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象としております。また、一定規模の風力発電事業については、平成24年10月から環境影響評価法の対象とされたことから、本県においても平成25年10月から風力発電事業を環境影響評価条例の対象としております。

今後とも、国や市町村、業界団体等と連携しながら、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。

(担当部)

農林水産部
環境部

(担当課)

農山漁村振興課
自然環境課

(担当者・内線)

後藤・3874
野田・3473

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8①

(要望事項)

「第8波」に備え、コロナ病床、宿泊療養施設に加え、大規模医療施設についても必要に応じ整備すること。新型コロナウイルス患者の入院を、重症や重症化リスクのある患者に限定する政府方針の撤回を求めること。

(回答)

県では、随時、コロナ病床の増床に努め、12月末時点で2,049床を確保しています。宿泊療養施設については、12月末時点で10施設、計2,008室を確保しています。また、発熱患者の診療、検査を行う医療機関を「診療・検査医療機関」として指定し、随時追加を図っています。12月末時点で2,081の医療機関を指定しており、人口当たりの数で見ると、人口500万人以上の都道府県の中では最も多い医療機関数となっています。

自宅療養者に対しては、家庭内感染を防ぐため、消毒の実施や一定の距離を確保することなどを指導しています。また、病状が悪化した場合に速やかに医療機関を受診できるよう、外来受診や往診等に対応可能な医療機関を1,000機関確保して案内するとともに、保健所が必要と判断した場合には、看護師が自宅療養者を訪問し、健康観察を実施しているところです。さらに、宿泊療養者や自宅療養者で入院が必要となった患者のうち、長時間、搬送先が決まらない方を一時的に受け入れるため、必要に応じて患者待機ステーションを開設しています。加えて12月21日からは、感染拡大による外来ひっ迫を避け、重症化リスクの高い方が発熱外来で受診できる機会を確保するため、「新型コロナウイルス自宅療養者オンライン診療センター」を24時間体制で開設いたしました。こうしたことから、県としては大規模医療施設設置の必要性はないものと考えています。

新型コロナウイルス患者の療養先の決定については、重症度が高い方が確実に入院できるよう、酸素飽和度や病態に応じた県独自の判断基準を、通常時と感染拡大時に分けて設定しています。現在は、感染拡大時の基準に基づき運用しており、「入院」は酸素飽和度93%以下、「宿泊療養」は94%~95%、「自宅療養」は96%以上を目安としています。さらに、例えば酸素飽和度94%~95%の方に基礎疾患の悪化等が見られる場合、「宿泊療養」から「入院」に病態を踏まえた変更を行っています。そのうえで、保健所において、陽性者の療養環境や受入先の状況等を考慮しながら、療養先を決定しているところです。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

がん感染症疾病対策課
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

(担当者・内線)

神代(3391)
廣川(3540)
松添(7607)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8②

(要望事項)

PCR検査を、医療施設・介護施設・学校・幼稚園・保育園・学童クラブなどで働くエッセンシャルワーカーに頻回で行えるようにすること。

(回答)

高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いことから、施設内感染対策を強化し、外部からウイルスを持ち込まないようにすることが重要です。このため、県では、これらの方と接する可能性のある職員等を対象として、週2回の抗原定性検査（令和4年8月までは週1回のPCR検査）を実施しています。

また、検査対象者については、8月8日以降新たに新規入所者及び一時帰宅者に拡大し、更に10月26日以降は、入所系の施設職員等に加え、通所系、訪問系の施設職員及び新規通所者にも対象を拡大し、施設内の感染防止対策を一層強化したところです。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

がん感染症疾病対策課
(新型コロナウイルス感染症対策本部)

(担当者・内線)

大石・6515

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8③

(要望事項)

政府に対し、ワクチンの安定的な供給を求めるとともに、希望する人に5回目の接種がスムーズに行われるよう万全の措置をとること。また、接種しない人に対する差別が起こらないように配慮すること。

(回答)

5回目接種等に使用するオミクロン株対応ワクチンは、1・2回目接種が終了した12歳以上の方を対象に1回接種を行うこととされております。

県では、全国知事会を通じて、オミクロン株対応ワクチンに不足が生じないよう十分なワクチン供給量を確保することを国に要望しており、12月21日時点で、対象者である約400万人の95%にあたる、約380万回分が各市町村に供給されたところであります。

また、県では、市町村のワクチン接種が円滑に進むよう、ワクチンの配分調整や、副反応に関する相談窓口の設置、進捗管理などを行っており、今後も、市町村が必要とする支援を行ってまいりたいと考えております。

加えて、ワクチン接種の有無による同調圧力や差別が生じないよう、引き続き配慮してまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

がん感染症疾病対策課
ワクチン接種推進室

(担当者・内線)

小宮・3397

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8④

(要望事項)

昨年からの物価高騰、光熱費の値上げで医療機関・介護事業所の経営が圧迫され、医療提供体制に多大な影響を及ぼしている。本県においても今年の9月補正予算で支援策が講じられたが、「十分な額とはいえない」との声が上がっている。医療機関・介護事業所への支援策を抜本的に拡充すること。

(回答)

物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位の対応には限界があることから、国において全国一律の対応をすべきであると考えます。

県では、臨時的な公的価格の早急な改定など、全国一律の対策を講じるよう、全国知事会などを通じて国に要望しております。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療指導課
介護保険課

(担当者・内線)

長田・3096
瀬戸口・3174

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8⑤

(要望事項)

医療現場は「補助金頼みの経営は非常に不安定」として、診療報酬で成り立つようなプラス改定の必要性を訴えている。感染「第8波」に備えた体制を構築し、医療の安全と質を高めるためにも診療報酬の引き上げを国に求めるとともに、医療機関への十分な支援を行うこと。

医師・看護師をはじめとする医療従事者の待遇を改善すること。

(回答)

県では、厳しい経営状況にある医療機関への更なる支援について、全国知事会を通じ国に対し要望を行っているところです。

また、県では、医療従事者が安心して働き続けられる職場づくりのために平成26年4月から医療指導課内に医療勤務環境改善支援センターを設置しております。

新型コロナウイルス感染症対応等による長時間労働の改善や働きやすさ確保のための環境整備が医療機関において行われるよう、医療勤務環境改善支援センターでは、医療労務管理アドバイザーを配置して医療機関からの電話等による相談に対応するほか、研修会・個別相談会の実施や医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザーの派遣により医療機関における勤務環境改善の取組に対する支援を実施しているところです。

看護師については、令和4年度診療報酬改定により、令和4年10月から、3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善措置が講じられており、国が設置した「公的価格評価検討委員会」において、仕事の内容に応じた処遇改善が図られるよう診療報酬等のあり方について議論されているところです。

また、仮に全ての看護職員等の処遇改善を実施した場合には、利用者の窓口負担や保険料などが増える可能性もあり、この点についても、議論されているところです。

このことから、まずは、国の議論の行方を慎重に見極めていく必要があると考えております。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療指導課

医師・看護職員確保対策室

(担当者・内線)

長田・3096

星野・3099

岩永・3101

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8⑥

(要望事項)

コロナ禍で介護サービス利用者の利用控えによって生じた事業所の減収分について、公費による補填策を講じるように国に求めること。

また、新型コロナウイルス感染症対策で生じた経費について、上限を設けず、経費を実費(全額)補助する制度に拡充するよう国に求めること。

県内の入院体制のひっ迫により、コロナ陽性患者の留め置きを余儀なくされた介護施設に対し、実施に見合った支援策を講じるよう国に要請するとともに、県として支援を行うこと。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰の影響などにより、事業者が厳しい状況に立たされていることを踏まえ、国の責任において、実情に十分配慮した幅広く手厚い、大胆な経済支援策を講じ早期に執行するよう、全国知事会などを通じて国に要望しております。

また、介護サービス事業所等の感染防止対策に要した経費に対する補助制度につきましては、令和3年12月末で終了しております。

県内の入院体制のひっ迫により、コロナ陽性患者の留め置きを余儀なくされた介護施設に対する支援につきましては、令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等が発生した介護サービス事業所・施設が感染防止対策の徹底等により、必要なサービスを継続して提供できるよう支援に努めるとともに、緊急時に備え、介護サービス事業所・施設間の職員の応援体制の確保の支援に努めてまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

後根・3123

田邊・3130

重松・3127

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8⑦

(要望事項)

高すぎる国民健康保険料を大幅に引き下げること。国に対し大幅な財政支援を求めるとともに、財政安定基金を活用するなどして独自に引き下げを行い、くらしの危機に直面している県民のいのちを守ること。傷病手当金をコロナ感染症対策に限らず、恒常的な制度とするよう国に求めること。また、被用者以外のフリーランス・個人事業主も対象とすること。子どもの均等割の廃止を国に求めるとともに、本県として、少なくとも就学前の子どもについて均等割をなくすこと。

(回答)

国民健康保険制度は、被保険者の高齢化、低所得者層の増加など全国共通の構造的な課題を抱えており、これらを改善するための制度設計及び財政支援については、国の施策として講じられるべきものと考えています。

これまで、国に対し、国保制度の安定的運営の確保に当たり、全国知事会や県単独による要望を行うなど、財政支援の拡充を求めています。

国保改革において、都道府県の負担を含む3,400億円の公費が市町村国保へ投入されておりますが、国民皆保険制度の基盤である市町村国保が、持続可能なものとして安定的に運営されるよう、引き続き、制度設計責任者である国に対して追加の財政支援を求めてまいります。

国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染が疑われる労働者が休みやすい環境を整備するため、国保の被保険者である被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、財政支援を行うこととしております。

傷病手当金の支給対象に自営業者など被用者以外の被保険者を含めることは市町村の判断となりますが、実施にあたっては、被保険者から納めていただく保険料(税)への影響も考えられますことから、慎重な判断が必要と考えます。

国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、世帯の人数に応じた保険料(税)を負担していただく必要があります。

子どもの均等割については、令和4年度から、未就学児を対象に均等割保険料の5割が公費により軽減されております。

県としましては、医療保険制度間の公平性及び子育て支援の観点から、減額措置の対象の拡充等が必要であると考えており、全国知事会等を通じて、国に対して要望しているところです。今後も、あらゆる機会を通じまして、引き続き国に働きかけてまいります。

なお、国民健康保険料(税)の減免については、国民健康保険法第77条又は地方税法第717条の規定に基づき、天災その他特別の事情がある場合に、市町村の条例により、被

保険者の個々の事情を検討し、市町村長が判断することとされていますが、減免は客観的にみて担税力を著しく喪失している者に対して行うものであり、特定の者に対し、画一的な基準を設けて実施することは適当ではないとの国の見解が示されておりますので、県の独自施策として、子どもに対して一律に均等割を減免することは、適当ではないと考えております。

<p>(担当部) 保健医療介護部</p>	<p>(担当課) 医療保険課</p>	<p>(担当者・内線) 後根・3123 田邊・3130 重松・3127</p>
--------------------------	------------------------	---

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8⑧

(要望事項)

保健所の職員の体制を強化すること

21から9カ所に減らされた保健所はコロナ禍、深刻な状況に置かれたことに鑑み、新たな保健所を設置すること。

(回答)

保健所は、感染症などの健康危機に関する広域的な、専門的な技術的拠点として、その機能を強化するため再編統合を行いました。これにより一保健所あたりの保健師など専門技術職員を増やし、様々な健康危機に的確かつ迅速に対応するための体制を構築してきたところです。

このようなことから、引き続き、現在の保健所において、その拠点としての役割を担ってまいります。

なお、新型コロナの感染拡大に伴い、保健所では、会計年度任用職員の増員、人材派遣職員の増員、市町村の応援、新規採用等により保健師の確保を図るとともに、PCR検査や健康観察などの外部委託を進めてまいりました。

今後も、必要な保健師の確保のほか、業務の効率化を進め、保健所の体制を強化してまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

保健医療介護総務課

(担当者・内線)

山部・3008

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8⑨

(要望事項)

感染から回復後の後遺症に関する相談及び医療体制を確立すること。

(回答)

県では、令和4年2月10日に、「新型コロナウイルス感染症後遺症診療相談窓口」を設置し、後遺症に悩む方からの相談に対応するとともに、症状に応じて後遺症の診療が可能な医療機関の紹介を行っています。

また、県ホームページに、後遺症の診療が可能な医療機関のリストを地域別に公開しているほか、後遺症に関する最新の知見などについても紹介をしているところです。

紹介を受けた医療機関では、症状に応じた検査・治療を行った上で、症状が重い場合や治療効果が見られない場合などには、必要に応じてより専門的な検査・治療が可能な医療機関につないでいただいております。

引き続き、後遺症に関する最新の知見について県ホームページや医療関係団体を通じて周知するとともに、24時間体制で相談に応じ、後遺症に悩む方を適切な医療につなげてまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

がん感染症疾病対策課

(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

(担当者・内線)

江本(3026)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8⑩

(要望事項)

宿泊療養施設の入所者に対して、病衣の支給など、患者負担が起らないようにすること。自宅待機となった場合の生活物資送付については、一人世帯などに限定せず、陽性者すべてを対象とすること。

(回答)

仮に宿泊療養施設で病衣などを提供した場合は、通常の入院と同様、自己負担となります。その場合、洗濯しての再利用ができず使い捨てとなるため高額となり、また、使用済みの廃棄物が増えることなどで清掃等に時間がかかり、施設の稼働率の低下が想定されます。

このため、病衣などについては、療養者ご自身で持参していただくよう予めお願いしており、必要な場合には差し入れも可能としているところです。

また、自宅療養者への食料品等の生活支援については、真に必要とされている方にいち早くお届けするため、家族等による買い物支援が受けられない方やネット販売、宅配サービス等での購入が困難な方を対象としております。

なお、国の方針で、有症状の場合で症状軽快から24時間経過した方、無症状の方及び濃厚接触者の方につきましては、マスクを着用するなど感染対策をした上で、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないとされているところです。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

がん感染症疾病対策課
(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)

(担当者・内線)

岡本(6512)
廣川(3540)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8⑪

(要望事項)

長引くコロナ禍の中で、飲食をはじめ多くの事業所がぎりぎりの経営を迫られ、倒産廃業も相次いでいる。国に対し、持続化給付金、家賃支援給付金の支給を行うよう求めるとともに、県として十分な支援を行うこと。

中小企業向けに新型コロナ対策として実施した実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の残高は2022年度末で42兆円に達している。東京商工リサーチの調査では、「過剰債務が事業再構築の足かせになっている」中小企業は35%に達した。新たな融資が受けられず、中小企業の資金繰り倒産・廃業が激増する恐れがあることから、「ゼロゼロ融資」をいったん債務から切り離し、「別枠債務」とする制度を創設するよう国に求めること。

(回答)

持続化給付金や家賃支援給付金については、これまで、再度の支給を行うよう国へ要望してまいりました。国が新たに創設した事業者復活支援金についても、支援額の増額や要件の緩和を求めていましたが、令和4年6月に申請の受付が終了しました。

県では、コロナ禍や原油価格・物価高騰の影響が深刻化する中で、事業者復活支援金と同様の支援策の創設など、中小企業の事業継続等に対する支援策の一層の拡充を図るよう国に求めているところです。

また、今年度の各議会において、累次の補正予算を議決いただき、「事業継続の支援」と「危機に強い経済構造の実現」、いわば「明日につながる支援」の2つを柱に据えて、中小企業の支援に取り組んでいます。

県制度融資では、国の総合経済対策で発表された「新たな借換保証制度」を活用し、コロナ関連融資等からの借換え、新たな資金需要に対応する「経営改善借換資金」を創設し、令和5年1月から取扱いを開始しました。

今後も、中小企業の資金繰り支援の継続・強化について、国に要請してまいります。

(担当部)

商工部

(担当課)

商工政策課
中小企業振興課

(担当者・内線)

井坂 和徳（内3613）
稲富 聡子（内3666）

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望8⑫

(要望事項)

生活困窮者の命綱となっている「生活福祉資金」の特例貸付の延長を行うとともに、貸付・再貸付などにあたっては申請者に寄り添った対応を行うこと。返済免除基準は「住民税非課税」ではなく、少なくとも「所得税非課税」に引き上げるよう国に要請すること。生活困窮者自立支援金は、その対象も金額も大幅に拡充するよう国に求めること。住居確保給付金については、要件を緩和し、必要な人が受けられるようにすること。

(回答)

新型コロナの影響を受けて、休業や失業等により生活にお困りの方に対する支援として講じられてきた特例措置のうち、生活福祉資金の特例貸付及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、申請の受付期間が終了しております。

現状の社会経済情勢のまま特例貸付の償還が始まると、生活が困難な状況から脱却できない方が多数出る恐れもあることから、県としては、令和5年1月からの特例貸付の償還開始に先立ち、令和4年7月と11月、県議会議長とともに知事が関係省庁を訪問し、生活再建を最優先に考えた償還免除要件の見直しや償還猶予制度の積極的な活用推進について要望し、国からも、償還猶予の対象要件として、病気療養や失業又は離職中の場合のほか、自立相談支援機関において償還猶予を行うことが適当との意見が提出された場合等が具体的に示されているところです。

今後の生活困窮者に対する支援については、生活に困っている状況の詳細等を一人ひとりから丁寧に聞き取りながら、住居確保給付金の特例措置（再支給及び職業訓練受講給付金との併給。令和5年3月末まで）や生活福祉資金の通常貸付の外、生活困窮者自立支援制度における相談支援等により、引き続き、きめ細かな支援を行ってまいります。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

保護・援護課

(担当者・内線)

藤原（内線3288）

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8⑬

(要望事項)

困窮する青年・学生への支援のため、学費の半減、給付制奨学金の大幅拡充、学生支援給付金を国に求めるとともに、県独自でも取り組みを進めること。

(回答)

- 学費については、学校運営に必要な経費を賄うため、学校を設置する法人が定めるものです。
- 学校運営に必要な経費やその負担状況は、学校毎に異なることから、学費を見直すかどうかはその大学を設置する法人が判断するものと考えております。
- なお、県が設立した公立大学法人が設置する県立三大学（九州歯科大学・福岡女子大学・福岡県立大学）の学費（授業料）は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令に定める国立大学の標準額に準じて設定しており、学部・学科等によらず、一律の金額としています。
- また、国は、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、高等教育の修学支援新制度を創設して、令和2年度から、真に支援が必要な低所得世帯の学生等を対象に、給付型奨学金の拡充及び授業料と入学金の減免を開始しており、県では、県立三大学及び県内の私立専門学校に、授業料等の減免に対する補助を実施しているところです。
- 給付型奨学金については、国が令和2年度に開始した高等教育の修学支援新制度において、対象者の範囲と支援額が大幅に拡充されており、国から各学校等を通じて学生へ周知を行っています。
- 県では、コロナ禍において、経済的に困窮している学生等を支援するため、授業料減免等の修学支援の要件拡充を図るよう、国に対し、全国知事会を通じて要望を行っているところです。
今後も、経済的に困窮する全ての青年・学生に支援が行き届くよう、様々な機会をとらえて、国に働きかけるとともに、県の対応方針を検討するため、国等の動向を注視してまいります。

(担当部)

人づくり・県民生活部
(私学振興・青少年育成局)

(担当課)

政策課
私学振興課

(担当者・内線)

小林 正輝 (内2873)
藤縄 雅美 (内2889)
松山 秀樹 (内2896)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 8⑭

(要望事項)

子どものマスクについては、困窮世帯の負担が大きいことから、緊急に就学援助の対象とし、県の補助制度を設けること。

子どものマスク着用については、感染症予防と、児童・生徒の健全な成長・発育に与えるリスクとの両面について、教職員、児童・生徒、保護者に周知すること。あわせて、マスクを着用できない子どもがいることを周知し、マスク不着用の子どもと保護者の意思を尊重して差別や圧力が生じることのないように指導すること。子どもの心身への影響を明示したガイドラインを周知・徹底すること。

(回答)

就学援助の実施主体は市町村であり、援助対象の項目の追加については、各市町村で判断されるべきものと考えています。

また、児童生徒が着用するマスクについては、各家庭で準備いただいているところであり、そのための新たな補助制度の創設は困難です。

県教育委員会としましては、引き続き、全国都道府県教育長協議会・教育委員協議会を通じて、国に対して就学援助の充実を図るよう要望してまいります。

学校における子どものマスク着用に関することについては、文部科学省が発行する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」及び国の通知等により周知を行っているところです。

県教育委員会としましては、引き続き、学校において活動場所や活動場面に応じたマスクの着脱が行われるよう周知を図ってまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

平田・5576

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望8 ⑮

(要望事項)

文化芸術振興のため、コロナ禍で影響を受けた文化芸術団体等の実情を調査し、必要な支援を行うこと。

「文化芸術復興創造基金」を創設し、広く文化芸術の振興を図ること。

(回答)

コロナ禍で影響を受けた文化芸術団体等の実情の調査については、対象が広範囲にわたること、また、特定できないことから実施は困難ですが、関係団体等を通じ、情報の収集に努めているところです。現在、イベントの開催制限の緩和等に伴い、県有文化施設におけるイベント等の実施件数は増加傾向にあります。引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況や影響について注視してまいります。

また、国においても、文化団体等を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ文化芸術に関する需要の回復を図るため、「統括団体による文化芸術需要回復・地域活性化事業」等各種取組が、令和4年度第2次補正予算において措置されたところです。

本県といたしましては、引き続き文化芸術関係者に対し、国が実施する支援策の周知に努めてまいります。

また、基金については、令和2年5月、国において、国民全体で文化芸術活動を支援する機運を醸成することを目的に「文化芸術復興創造基金」が創設され、幅広い文化芸術活動の支援が行われています。

今後も、こうした国の動きや他県の状況などを注視してまいります。

(担当部)

人づくり・県民生活部

(担当課)

文化振興課

(担当者・内線)

山田 2832

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望9

(要望事項)

危険かつ必要性が乏しい「下関・北九州道路」構想は撤回すること。本県として調査費の計上をやめること。

(回答)

下関北九州道路は、下関市、北九州市の都心部を結び、関門トンネルや関門橋と一体となって、関門地域の循環性を高めるネットワークを形成する道路であり、物流の効率化や利便性の向上による関門地域の一体的発展に寄与する道路です。また、平常時・災害時を問わず、本州と九州の広域的な人流・物流及び経済活動の活性化を支える大動脈・代替路としての機能・役割を担う必要不可欠な道路です。

今後とも、本県において必要な調査等は実施しつつ、国に対しても、県、市、地元経済界と一体となって、早期整備に向けて要望してまいります。

(担当部)
県土整備部

(担当課)
道路建設課

(担当者・内線)
宮崎 内線 4517

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望10

(要望事項)

- ・2017年以降5年連続の豪雨災害を受けて、改めて、不要不急の大型開発の予算を見直し、防災・減災対策に必要な予算措置をおこない、スピードを上げて取り組むこと。
- ・また、西日本豪雨災害と2019年の台風15号、19号、21号にともなう甚大な被害を受けてダムの事前放流を含む流域治水が強調されている。県が管理している52水系の内、河川整備計画が策定されているのは15水系にとどまっている。河川整備を急ぐこと。

(回答)

2017年以降5年連続の豪雨災害により被災した施設等においては、災害復旧事業などを鋭意推進し、早期の復旧・復興に引き続き努めてまいります。

近年の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域内のあらゆる関係者が協働して水災害を軽減させる「流域治水」を進めていく必要があると考えています。

流域治水の根幹となる河川整備については、河道掘削や堤防嵩上げなどの前倒しを行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」の予算などを活用して、更なる加速化に取り組んでまいります。

(担当部)
県土整備部

(担当課)
河川管理課
河川整備課

(担当者・内線)
古賀(4528)
伊藤、大津(4544)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 1 1

(要望事項)

防災、減災の財源としては、全国知事会が国に要望しているように自由度の高い施設整備交付金の創設など地方において主体的、計画的に取り組むことができる新たな財政支援制度の創設を国に求めること。また、緊急防災・減災事業債の恒久化、起債事業のさらなる拡大および、要件緩和など起債制度の拡充を引き続き国に求めること。さらに、2021年から始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の活用を進めること。国が2020年度より進めている「緊急浚渫特別推進事業」を思い切って活用し、遅れている全県の河川の浚渫事業を抜本的に強めること。

(回答)

県では、災害対策の充実強化を図るため、防災拠点となる市町村庁舎の耐震化、指定避難所の環境整備等を推進するための緊急防災・減災事業債の恒久化などについて、国へ要望しているところです。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえた取組を盛り込んでいる「福岡県地域強靱化計画」において、引き続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用してまいります。

河川の浚渫事業につきましては、所管の県土整備事務所が河川巡視や地元要望などをもとに、治水上の安全度を判断し、実施しております。

今後も本事業を有効に活用し、適切に浚渫を実施してまいります。

(担当部)

総務部

農林水産部

県土整備部

(担当課)

防災危機管理局防災企画課
消防防災指導課

農林水産政策課

河川管理課

(担当者・内線)

河野 (内 2 4 8 4)

尾崎 (内 2 4 9 5)

宮崎 (内 3 8 2 5)

秦 (内 4 5 2 6)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望12

(要望事項)

被災者生活再建支援法については、全国知事会も要求しているように支給限度額を500万円に引き上げること。国は半壊にも支援ができるように法改正をすることになったが、これに合わせて県の独自支援を見直すこと。

また、災害の規模によって国による支援策が異なっているが、被災者の痛みは全国どこでも同じである。繰り返し起こっている地域に対して、被災規模によらず、被災者に寄り添った見直しを国に求めること。

(回答)

被災者の立場に立った生活再建を早期に実現していくためには、地域や災害の規模の大小にかかわらず同じ取扱いがなされる必要があります。

このため、県では、県議会と一緒に、国に対し、被災者生活再建支援制度を全ての被災区域に適用するとともに、令和2年の法改正後も支援対象に含まれない半壊、準半壊及び一部損壊世帯への対象拡大並びに支援金の増額を行うよう要望してきたところです。

県独自制度については、令和2年の法改正に合わせて半壊世帯の一部(中規模半壊世帯)に対象を拡大しました。

また、繰り返し被災した世帯に対する別枠での支援の必要性について、全国知事会として要望しているところです。

今後も、制度の拡充について、県独自に、また、全国知事会、九州地方知事会を通じて、要望を続けてまいります。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

福祉総務課

(担当者・内線)

佐々木・3221

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望13

(要望事項)

商店街や住宅密集地における大規模火災に対して、県としての支援制度を創設すること。

(回答)

県では、昨年発生した北九州市の旦過市場における大規模火災において、中小企業振興事務所に相談窓口を設置し、県税の減免や納付期限の延長などについて説明を行うなどの対応を行うとともに、復興支援のためのクラウドファンディングについても、情報発信に努めてまいりました。

また、旦過市場の火災を受け、各消防本部においては、国の通知に基づき、商店街組合や地域の住民と連携して、消防用設備の適正な維持管理の周知徹底や地域ぐるみの訓練などを行うこととなっており、県としては、こうした防火指導の充実強化が図られるよう、各消防本部の取組について定期的にフォローアップ調査を行い、優良事例の紹介などを行ってまいります。

(担当部)

総務部防災危機管理局
商工部

(担当課)

消防防災指導課
商工政策課
中小企業振興課

(担当者・内線)

中野 大輔 (内2476)
井坂 和徳 (内3613)
金川 典史 (内3668)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望14

(要望事項)

農地・農業用施設の災害復旧は、国は被害額が40万円以上を補助対象としていることから、40万円以下については市町村、又は個人負担となる。本県の豪雨災害では、多くの被害が中山間地で発生しており、小規模農家が圧倒的に多い。被災した農家が農業を継続しようとする場合、極力、農家の負担が発生しないようにすること。

国へ、補助対象の被害額引き下げと補助率の引き上げを強く働きかけること。あわせて農業を続けるための施設復旧・改修の補助対象を1戸以上にするよう要請すること。

(回答)

農地・農業用施設の災害復旧事業については、事業費40万円以上の箇所が補助対象となっています。これは「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、暫定法）」第2条第6項に規定されており、40万円未満の箇所については、農地等小災害復旧事業として、地方財政措置による起債が認められています。

また、補助率の引き上げについても、暫定法で規定されており、その年に発生した災害に係る事業費の総額と関係農家数の関係で補助率が引き上げられることになっています。

激甚災害の場合は、更に引き上げられ、過去の実績では農地で97.6%、施設で99.4%となっております。

農業用施設とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設と定義されており、受益戸数2戸以上のものを補助対象としています。個人所有の農業用施設は原則として補助対象外とされています。

このようなことから、補助率のさらなる引き上げや要件の緩和については難しいと考えております。

(担当部)
農林水産部

(担当課)
農村森林整備課

(担当者・内線)
木下・4022

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望15

(要望事項)

近年の豪雨災害は、かつてない人命の被害をもたらしたが、その原因の多くが山崩れ、崖崩れ等に起因している。山崩れ、崖崩れ等の土砂災害の復旧・復興にあたっては、自然崖を対象としてきたが、北九州市等、都市部の土砂災害は人家が密集する急斜面の人工崖等で多発している。

自力復旧ができない箇所が増しているなかで、二次災害を防ぐためにも、人工崖も対象となるように国に働きかけると共に県単独の土砂対策事業の対象とすること。

(回答)

山崩れ、崖崩れ等の土砂災害の復旧については、国庫補助事業、県単独事業ともに、公共性、公益性のある施設等の保護のための事業であることから、一定の要件を付し、支援しているところです。

この要件の1つとして、事業の対象となるのは、山崩れ、土砂崩れ等の箇所が自然崖に限られております。よって、宅地造成などにより形成された、いわゆる人工崖では、その行為責任者において対策することとなります。

なお、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業に関しましては、斜面の高さ、保全人家戸数、事業費、人工斜面对応などの採択要件の緩和について、国に要望しているところです。

(担当部)

県土整備部
農林水産部

(担当課)

砂防課
農村森林整備課

(担当者・内線)

前原・4567
村上・4024

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望16

(要望事項)

県が行った、「盛り土による災害防止に向けた総点検」で判明した是正措置が必要な盛り土について、早急に対応すること。悪質な盛り土については早急に行政指導を行うこと。

(回答)

「盛り土による災害防止に向けた総点検」の点検結果により、盛土の崩壊につながるような亀裂や段差が確認されなかったため、直ちに大規模災害につながる危険な盛土はないと判断しております。

その一方で、直ちに災害につながる危険性はないものの、手続き内容の不備や、排水設備の不具合などが判明した事案については、速やかに是正するよう指導を行ったところです。

(担当部)

総務部

農林水産部

県土整備部

建築都市部

(担当課)

防災企画課

農山漁村振興課

企画課

都市計画課

(担当者・内線)

田中(内2481)

後藤(内3874)

境(内4451)

中林(内4652)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望17

(要望事項)

国、県及び関係自治体が連携を密にし、排水ポンプの能力アップと河川（国、県を問わず）の整備、関係市町村の雨水処理対策等、必要な浸水対策を講じること。県が行っている「流域治水」について、国や自治体と検討している内容や進捗を明らかにするとともに、対策を急ぐこと。

(回答)

河川の整備は、過去の浸水被害、流域の家屋などの集積状況などを総合的に判断し、優先順位が高い箇所から実施しております。河川整備のメニューの1つである排水ポンプの能力アップについても、同様に取り組んでまいります。

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域全体で取り組む治水対策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」を、52の二級水系については県が令和4年3月末に公表しました。今後も、流域内のあらゆる関係者と一体となって流域治水を推進し、防災・減災、県土の強靱化に取り組んでまいります。

(担当部)
県土整備部

(担当課)
河川整備課

(担当者・内線)
伊藤、山下(4544)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望18

(要望事項)

毎年のように大規模災害が発生するという異常気象のもとで、社会インフラ整備は、新規開発中心から防災や老朽化対策へ、根本的転換をはかること。

県内に1万3000箇所以上ある土砂災害危険箇所のうち、特に緊急を要する土砂災害危険箇所5,571カ所に対する未整備が、80%程度と大幅に遅れている。予算の配分を抜本的に増やし、整備(砂防対策、地滑り対策、急傾斜地崩壊対策)を急ぐこと。また、今後の整備計画について具体的に明らかにすること。

国に対して、予算を抜本的に増やすよう求めること。

(回答)

土砂災害対策につきましては、保全対象人家の戸数や公共施設の有無、過去の災害履歴、地元の協力体制などを総合的に勘案し、優先順位を定めて、整備効果の高い箇所から順次整備を実施しております。

今後も引き続き、効率的・効果的な整備を進めるとともに、機会を捉えて国に予算拡充の要望を行ってまいります。

(担当部)

県土整備部

(担当課)

砂防課

(担当者・内線)

前原・4567

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望19

(要望事項)

「小規模事業者持続化補助金」の上限額は、熊本地震のときの200万円に対し、2017年の九州北部豪雨では100万円に抑制された。一業者あたりの被害額で見れば、熊本地震の時と差異はない。国に対し、補償上限額の抜本的な引き上げを求めること。

また、地域経済を支える商工業者の事業の継続、早期再開は、町や地域の維持存続に関わる問題である。被災商工業者が何よりもとめている施設・設備の復旧を後押しする直接支援の創設を国に求めること。その他に、今後、災害が発生した場合には、既存の制度である「なりわい再建補助金」を活用するとともに、自治体連携型補助金制度を有効活用すること。

(回答)

県では、これまで、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨のそれぞれにおいて、被災した小規模事業者の早期復興を図るため、国の「小規模事業者持続化補助金」に採択された事業者が、商工会議所、商工会の経営指導員の助言・指導を受けて作成した経営計画に沿って行う販路開拓の取組みに要する経費（機械装置購入費用、ポスター・チラシ等広報費など）の自己負担分の一部を助成してまいりました。

また、被災した施設・設備の復旧を後押しする直接支援につきましては、令和2年7月豪雨において、「なりわい再建支援補助金」を創設し、支援を行ってまいりました。今後、災害が発生した場合は、災害の状況に応じ、被災した事業者の事業の再興に向け、必要な支援を実施できるよう、国に働きかけてまいります。

(担当部)

商工部

(担当課)

中小企業振興課

(担当者・内線)

山口 慶太（内3671）

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望20

(要望事項)

わが党の物価高騰対策として、大企業の内部留保へ時限的に課税し、中小企業を支援して賃上げを行うことを提案している。その際、賃上げや気候変動対策に内部留保を活用した場合には課税の対象から控除することもあわせて提案している。物価高騰対策のためにも、景気回復のためにも、個人消費を拡大する必要があることから、全国知事会も要望している全国一律最低賃金を実現するよう国に求めること。中小企業への支援策を十分に行い、時給1500円をめざす取り組みをすすめること。

最低賃金引き上げのための業務改善助成金の条件緩和や上限の引き上げを、国に求めること。

(回答)

県としては、令和4年7月に国に対し、「新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰により、厳しい経営状況に置かれている地域の中小企業・小規模事業者に対して、経営力の強化や経営の安定化を進めるために、生産性の向上や取引条件の改善を図るなど総合的な支援・諸施策を強力に実施すること。また、そうした施策の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者がしっかりと利活用できるよう周知広報を徹底するとともに、手続きの簡素化等、事業者の負担軽減を図ること。その上で、国として着実な最低賃金引き上げを行うとともに、これ以上最低賃金の地域間格差が拡大しないよう、必要な措置を講ずること。」を求めたところです。

また、中小企業・小規模事業者の生産性向上と賃上げを支援するための国の業務改善助成金については、県内企業が最大限活用できるよう、引き続き国と連携して説明会等を行ってまいります。

このほか、中小企業の事業継続を支援するために行っている県制度融資や、経営革新の取組に対する支援等に引き続き強力に取り組んでまいります。

(担当部)

福祉労働部

商工部

(担当課)

労働政策課

商工政策課

(担当者・内線)

野田・4221

大渡・3620

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望21

(要望事項)

全労連の調査では、全国どこでも生計費はほぼ同額であることが示されている。同一労働同一賃金の立場から、現行の給与を引き下げることのない形で、地域手当の是正をはかるよう国に求めること。

(回答)

厚生労働省は、雇用形態にかかわらず均等・均衡待遇を確保し、同一労働同一賃金の実現に向けて、平成30年12月28日に「同一労働同一賃金ガイドライン」を定め、令和3年4月1日からは全事業主に対し適用しています。

同ガイドラインでは、「賃金等の待遇は労使の話合いによって決定されることが基本である」とされています。

県としては、これらの内容を踏まえ、**国の動向を注視してまいります。**

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

労働政策課

(担当者・内線)

野田・4221

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望22

(要望事項)

公務から民間への業務委託が広がる中で、「中抜き」を許さず、適切な賃金が支払われる仕組みが求められている。庁内勉強会の経緯を明らかにし、適切な賃金が支払われるようにすること。「官製ワーキングプア」をなくすためにも、県内でも実施している自治体もあることから、県として公契約条例を早期に制定すること。

国に対して公契約法の制定を求めること。

(回答)

委託業務の安値入札やダンピング、入札不調の防止に向けては、労務単価を含め、市場における実勢価格を適切に反映した予定価格を設定するとともに、最低賃金等に十分配慮した最低制限価格の設定を行っているところです。

公契約条例については、平成26年度から毎年庁内勉強会を開催し、公契約条例に係る国や他の自治体の動向等について関係各課と情報共有等を行ってきたところです。

公契約条例の制定に当たっては、労使が賃金を自主決定する原則や労働条件の最低基準を定めた最低賃金法・労働基準法といった法令との関係をどのように整理するかなど慎重に検討すべき課題があります。

また、労使双方からの意見を伺う中で、賃金については本来労使間で自主的に決定されるべきものであること、県が最低賃金を上回る基準を設けることについては慎重に検討すべきであること、といった意見をいただいたところです。

このような状況から、現時点では公契約条例の制定は困難と考えており、同様に国に対して公契約法の制定を求めることも困難と考えております。

(担当部)

福祉労働部
総務部

(担当課)

労働政策課
財産活用課

(担当者・内線)

樋口・4217
浜崎・2375

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望23

(要望事項)

建設関係では、設計労務単価が大きく引き上げられたにもかかわらず、末端の大工職などでは賃金はほとんど変わっていない。

公契約における労働者の賃金実態の調査を行い、現状を把握したうえで、元請けなどへの指導を行うこと。

(回答)

設計労務単価は、公共工事の積算に用いる単価であり、公共3部発注工事は、この単価を用いて予定価格を算出しています。

この単価は、農林水産省及び国土交通省が、公共工事に従事した建設労働者の賃金実態を、都道府県別・職種別に調査した結果に基づき、毎年改定されています。調査対象には県発注工事も含まれていますので、本県の賃金実態も適切に反映されているものと考えております。

受注者に対しましては、適切な価格での下請契約の締結や、適切な水準での賃金の支払いについての下請負人への要請など、技能労働者に公共工事設計労務単価の引き上げを踏まえた適切な水準の賃金が支払われますよう要請しております。

また、下請負人との契約にあたっては、法定福利費が内訳明示された標準見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重するよう要請しております。

今後も引き続き、受注者に対して適切な水準での賃金支払いの要請を行ってまいります。

(担当部)

農林水産部
県土整備部
建築都市部

(担当課)

農山漁村振興課
企画課
建築都市総務課

(担当者・内線)

福田(内3871)
浅井(内4446)
笠井(内4624)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望24

(要望事項)

本県の非正規雇用で働く労働者は、労働者全体の4割を超えているといわれている。県として非正規雇用労働者の実態を把握すること。

派遣労働は臨時的・一時的業務に限定し、正社員の派遣への置き換えをなくすよう、労働者派遣法の抜本改正を国に求めること。

また、有期労働契約が更新され通算5年を超えたときに、労働者の申し出により、期間の定めのない雇用に転換できる「無期転換ルール」について、引き続き十分な周知と適正な運用に努めるとともに、6か月以上の無契約期間があれば、無期転換の権利が消滅する問題について国に対し、改善を求めること。

(回答)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を図るため、働き方改革関連法により、正規雇用労働者と派遣労働を含む非正規雇用労働者との間の、不合理な待遇差が禁止されています。

県では、県内4地域の労働者支援事務所において、労働者・使用者双方から労働に関する相談を常時お受けしており、こうした内容も含め、労働法令等についての情報提供や助言を行っています。

また、無期転換ルールに関するトラブルの未然防止や早期解決については、通常の労働相談に加え、各労働者支援事務所において「解雇・雇止め集中相談会」を開催するとともに、厚生労働省福岡労働局と連携しながら、労働法令や無期転換ルールに関する周知・広報を図っています。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

労働政策課

(担当者・内線)

榎・4220

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望25

(要望事項)

コロナ禍で仕事がなく、働かなければ生活できない高齢者が増加している。県として、就労困難な高齢者・長期失業者などの就労対策として、県独自に高齢者・無技能労働者の雇用を創出すること。

(回答)

県としては、福岡労働局・ハローワークと連携した求人開拓や求人情報の提供、各種助成金の利用促進、高等技術専門学校や委託訓練での受入、年代別・対象別就職支援センターでの個別就職相談や各種セミナー、県独自の障がいのある人への無料職業紹介等のきめ細かな就職支援に努めてまいります。

また、県内4か所に設置している生涯現役チャレンジセンターでは、求職者の経験や技能に応じた進路を提案するとともに、求人企業に対し高齢者に適した業務の切り出しを行っていただくなど、適切なマッチングの推進に努めています。

今後とも、各オフィスにおいて、高齢者向けの求人の掘り起こし等に努めてまいります。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

労働政策課
新雇用開発課

(担当者・内線)

鐘ヶ江・4217
二宮・4250

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 26-1

(要望事項)

財政難を理由に県職員の定数を抑制してきたが、コロナ対策や災害時の対応では、保健所をはじめとして、過労死ラインを超える労働実態が指摘されている。十分な住民サービスを保障するためにも、これ以上の定数削減は行わず、必要な人員増をはかること。

(回答)

県の人員体制は常に効果的・効率的であることが求められています。このことから、スクラップアンドビルドの考え方に立って、事務事業の見直しや業務の効率化、アウトソーシングを行うとともに、社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化に適切に対応できるよう、定数の配置を行っております。

災害発生等、年度途中の業務量増加については、これまでも業務の発生状況に応じて所属内外からの応援や配置換え、会計年度任用職員の任用等により、執行体制の確保を図ってきたところです。

加えて、迅速に復旧・復興に取り組まなければならないときには、次年度採用予定者の早期採用や臨時的な採用試験を行ってきたところです。

今後も、必要な執行体制が確保できるよう、柔軟に対応してまいります。

(担当部)

総務部

(担当課)

人事課

(担当者・内線)

岸森 (内 2 1 6 9)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望26-2

(要望事項)

公立学校では、小学校で3割、中学校で6割の教員が過労死ラインを超える長時間労働を強いられており、コロナ禍、さらなる労働強化となっている。「変形労働制」の導入を行わず、教員の長時間労働解消のための実効性ある対策、とりわけ正規教員を増やすよう引き続き国に求めること。

(回答)

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(令和元年法律第72号)により、地方公共団体の判断によって、一年単位の変形労働時間制の適用が可能となりました。

この制度は、超過勤務の一部縮減につながることを期待されており、業務の削減による総勤務時間の縮減と合わせて導入することで、学校の働き方改革に資すると考えております。

なお、導入の前提として、長期休業中の業務量の縮減が必要であることや、画一的な導入ではなく、教員一人ひとりの事情を踏まえることが必要であり、これらのことを勘案して、今後の対応を検討してまいります。

また、正規教諭の採用数については、退職者を上回る採用を行っており、今年度実施の採用試験においては、小中合わせて50人増員し、1,000人としたところであり、今後も、定年の段階的引上げ等を勘案し、正規教諭の計画的な採用・配置に努めてまいります。

なお、採用試験の志願者を増やすため、県内外の大学生を対象とした出前講座の開催に加え、今年度から高校生に教職の魅力を発信する取組を実施しております。

さらに、採用試験の合格者に対して事前研修の充実を図り、採用辞退の防止に取り組むなど、引き続き正規教諭率の向上に努めるとともに、教職員定数の改善について、国に要望してまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

教職員課

(担当者・内線)

井原(5448)

永田(5445)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 26-3

(要望事項)

会計年度任用職員は、正規職員と同じ公務員として、専門的・恒常的な公務公共サービスを担っていることから、待遇の改善を行うこと。

(回答)

本県では、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、令和2年4月より会計年度任用職員制度を導入しており、制度導入に当たり、新たに期末手当や地域手当を支給可能とするなど適切な処遇の確保に取り組んでおります。

また、地方公務員の休暇は、地方公務員法により、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない」という「均衡の原則」に基づき定めることとなっております。

本県の会計年度任用職員も、この原則に基づき、国の非常勤職員及び他の都道府県の会計年度任用職員と同等の休暇制度を整備しております。

今後とも、国の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

(担当部)

総務部
教育庁

(担当課)

人事課
総務企画課
財務課
教職員課

(担当者・内線)

松田 (内 2 1 8 6)
田中 (奈) (内 5 3 1 5)
酒見 (内 5 4 3 2)
永田 (内 5 4 4 5)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望27

(要望事項)

消費税率が10%に引き上げられ、消費が落ち込んだところへコロナ禍と物価高騰が襲い、とりわけ中小企業の経営と暮らしを直撃している。社会保障の財源といいながら、病床削減の財源にもされており、消費税は社会保障充実に逆行する使い方さえされている。コロナ禍、世界約100か国が、消費喚起のため「付加価値税」を減税または減税の予定であり、専門家・与党議員からも消費税減税の声が上がっている。県として、消費税減税を国に対し強く要求すること。

あわせて、「応益負担原則」にたった税制改革、経済を内需主導で健全な成長の軌道に乗せる経済改革の実行を国に求めること。

(回答)

消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中、国民が広く受益する社会保障費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられております。消費税率の引上げは、全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度へと大きく転換していくために行われたものであり、社会保障の財源として必要であると考えます。

また、総合的な税制については、国税・地方税双方に幅広くかかわるものであり、その公平性については、国において検討されるものですので、国の検討状況を注視してまいりたいと考えています。

経済改革については、コロナ禍や原油価格・物価高騰の影響が深刻化する中、中小企業が事業活動を継続できるよう、消費喚起策や資金繰り支援など、大胆な経済支援策の早期執行を国に要望しています。特に、全国的な課題である物価高騰に対しては、国が主体となり、一過性の支援だけではなく、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続するような支援の実施を求めています。

(担当部)

総務部

商工部

(担当課)

税務課

商工政策課

(担当者・内線)

時津・2306

井坂・3613

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望28

(要望事項)

2023年導入予定の「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」は、フリーランス、中小零細企業にとっては多大な負担をもたらすものとなり、経営が続けられない深刻な事態が多数発生することが予想される。中小企業振興条例の趣旨からも、実情をよくつかみ、国に対し制度の中止・延期を求めること。また、所得税法56条の廃止を求める意見を国に提出すること。

(回答)

インボイス制度は、複数税率のもと、適正課税の確保につながるものであり、廃止する状況にはないと考えます。制度の導入に当たっては、事業者の準備にかかわる負担というものを考慮し、軽減税率の実施から4年間の準備期間が設けられるとともに、導入から6年間、免税事業者からの仕入れにかかわる税額控除の経過措置も設けられているところです。また、令和5年度税制改正において、免税事業者であった者がインボイス発行事業者になった場合の納税額に係る3年間の負担軽減措置や、一定規模以下の事業者が行う少額の取引についての6年間の事務負担軽減策を講ずるとされており、事業者に配慮されているものと考えます。

また、県としては、国税である所得税については、申し立てる立場にはなく、国において、適正な記帳の確保と併せて検討されておりますので、その検討状況を注視してまいりたいと考えています。

(担当部)

総務部

(担当課)

税務課

(担当者・内線)

時津・2306

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望29

(要望事項)

長引くコロナ禍と物価高騰のなかで、中小企業基本法や中小企業基本条例を踏まえ、県の中小企業対策を、強いところだけを応援する従来の「選択と集中」路線から、中小企業全体を視野に入れた振興・支援策へ転換すること。

- ① 中小企業の商品開発、販路開拓、技術支援、後継者育成などの「振興」策と、大企業や大手金融機関の横暴から中小企業の経営を守る「規制」策を、中小企業政策の「車の両輪」として実行すること。
- ② 市町村と協力して、すべての中小企業を視野に調査をおこない、その力と可能性を引き出すきめ細かな支援策を実行すること。

(回答)

県内企業の99.8%を占め、雇用の約8割を担う中小企業は、本県経済の発展と活力の原動力であり、その振興を図ることは、本県経済の成長・発展にとって必要不可欠です。

県では、平成27年10月、県内企業の振興を図るため、基本理念や基本施策等を定めた「中小企業振興条例」を制定し、中小企業1社1社の実態に合わせ、きめ細かく総合的に支援しております。

また、令和4年3月に、「第3次福岡県中小企業振興基本計画」を策定し、条例で定める中小企業の振興に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

施策の推進にあたっては、県の中小企業振興事務所を核に、県及び商工会議所、商工会等の中小企業支援団体、金融機関、市町村等で構成する県内4地域の「中小企業支援協議会」を支援体制の拠点と位置付け、地域の力を結集して基本計画を効果的に推進し、県内中小企業の多様で活力ある成長発展を図っております。

今後とも、中小企業の成長段階に応じた、適切な支援に努めてまいります。

- ① 県では、デザイン活用による商品開発支援、商談会等の活用による販路開拓支援、県工業技術センターによる技術支援、事業承継支援ネットワークの活用による後継者育成支援等の振興策を実施しております。
- ② 中小企業振興基本計画の実行性を確保するため、毎年、県内中小企業の動向、計画に基づいて実施する施策の実施状況及び施策の効果について、福岡県中小企業対策審議会や関係団体等の意見を聴いて、検証し、公表することとしております。その検証結果を踏まえ、施策の見直しを図ることで、きめ細かな支援を行ってまいります。

(担当部)

商工部

(担当課)

中小企業振興課
商工政策課

(担当者・内線)

山口 慶太(内3671)
井坂 和徳(内3613)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望30

(要望事項)

福岡県の空き家率は、2018年の土地・住宅統計調査によれば12.7%となっており、年々上昇している。全国に広がっている住宅リフォーム助成制度は耐震化や省エネなど良質住宅を増やし、空き家を減らすとともに、15倍の経済波及効果を生んでいる。住宅リフォーム助成制度を行っている市町村を支援する制度を創設すること。

「空き家対策特別措置法」にもとづき、対象物件に対する適切な対応を進めるとともに、老朽家屋等除去促進事業の進捗と実績を明らかにし、国に助成制度の予算増額を求めること。

(回答)

県では、住宅リフォーム等の支援に取り組む市町村と連携し、地震による住宅の倒壊を防ぐための木造戸建て住宅に対する性能向上改修費補助や、若年世帯・子育て世帯向けのリノベーション工事費補助を実施しています。

併せて、県の制度とともに、市町村の住宅支援施策に関する情報についても県のホームページで広く発信しております。

空き家対策特別措置法施行後、平成27年度から令和3年度までに、空き家再生等推進事業等を行っております。

また、市町村が実施する老朽家屋等の除却事業に補助を行う国の空き家再生等推進事業等について、県関係課、市町村、民間事業者を構成員とする「福岡県空家対策連絡協議会」を設置し、情報提供や助言を行い、積極的な活用を促しており、都道府県と政令指定都市で構成する全国住環境整備事業推進協議会を通じて、補助率の引き上げや制度要件の拡充に対する要望を行っております。

今後も、老朽家屋等除却推進事業をはじめとする市町村の空き家対策の取組の支援につながるよう、両協議会活動の充実を図るとともに、技術的な助言等を行ってまいります。

(担当部)

建築都市部

(担当課)

住宅計画課

住宅計画課

建築指導課

(担当者・内線)

計画係 竹田(4745)

住環境整備係 蔵満(4752)

企画係 泉(4685)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望31

(要望事項)

公共施設の耐震化を急いで完了させること。耐震性を満たさない住宅の数を明らかにするとともに、耐震改修の支援制度を拡充し、2025年の耐震化完了目標をできる限り早めること。

(回答)

県では、公共施設の耐震化をさらに促進するため、平成28年度に改定した「福岡県建築物耐震改修促進計画」に、市町村の意向を踏まえて、順次、耐震化の進んでいない防災拠点建築物を耐震診断義務化建築物として位置付けております。

この計画に位置付けることにより、市町村は、当該施設の耐震診断や耐震改修工事を行う際に、国の補助の割増しを受けることができるようになります。これにより、耐震化にかかる市町村の負担を軽減し、公共施設の耐震化の推進を図るようにしています。

また、県内には約23万4千戸（平成30年度住宅・土地統計調査結果による推計値）の耐震性を満たさない住宅が存在しております。木造戸建て住宅の耐震改修を進めるため、平成29年度に市町村に対する補助上限額を引き上げるとともに、比較的low負担で住宅倒壊時の安全を確保できる耐震シェルターや防災ベッドの設置に対する補助を開始しました。また令和2年度からは信頼できる施工業者の情報提供、令和3年度からは耐震性のある住宅を確保した上で行う除却工事も補助の対象に追加しました。

さらに令和4年度からは、木造戸建て住宅の耐震改修工事に対する補助事業を、耐震化かつ省エネ化に要する工事費の一部を補助対象とする事業として再構築するなど、早期の耐震化完了に向けた取組の実施に努めております。

(担当部)

建築都市部

(担当課)

建築指導課

住宅計画課

(担当者・内線)

建築指導係 平田 (4679)

計画係 竹田 (4745)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望32

(要望事項)

地域経済の好循環をもたらす産業政策に転換する。

- ① 「TPP11」や日米貿易協定（FTA）、日欧経済連携協定（EPA）、日英EPAからの撤退を国に要求すること。

(回答)

貿易交渉にあっては、輸入農林水産物の関税撤廃により、国内生産に影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、県では、国に対して、いかなる国際貿易交渉にあっても、重要品目をはじめ、農林水産物等に対する必要な国境措置を確保するとともに、農林漁業者等に対して交渉内容の丁寧な情報提供を行うよう要望しており、引き続き、国へ強く働きかけてまいります。

(担当部)

農林水産部

(担当課)

農林水産政策課

(担当者・内線)

宮崎・3825

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望32

(要望事項)

地域経済の好循環をもたらす産業政策に転換する。

②食料自給率を引き上げることを目標にすえ、価格保障・所得補償、後継者支援、生産者と消費者の連携、地産地消など、農林漁業の振興にとりくむこと。家族農業を推進するとともに、物価高騰に見合う支援を行うこと。

本県の新規就農者は毎年400人弱となっているが、一方、高齢化などにより離農が2000人を超え、農家の減少に歯止めがかかっていない。そこで新規就農者に対する就農給付金などの充実を国に求めるとともに、市町村が独自に行っている就農助成に対し県も支援すること。就業後の財政的支援(給付金の増額や期間の延長)を強めること。

(回答)

県では、令和4年3月に農林水産振興基本計画を策定し、生産力やブランド力の強化、担い手の育成、地産地消や食育の推進などに取り組んでいるところです。

また、9月補正予算により、国の肥料高騰対策に県独自の上乗せ助成や、配合飼料や乾牧草の購入に対する県独自の助成を実施し、国に対しては、価格高騰に対応するためのセーフティーネットを創設・拡充するよう、働きかけを行っているところです。この他にも県産小麦の生産性と品質向上や米粉の利用拡大に取り組んでおり、こうした取組が食料自給率の向上にもつながるものと考えております。

新規就農者に対しては、令和4年度から、国の総合対策の中で、最大で、就農前後の5年間、所得の確保を支援する「就農準備資金」と「経営開始資金」のほか、新たに経営を開始する際の機械・施設の導入に係る資金が措置されました。

また、就農後は、普及指導センターにおいて、営農講座等により技術面・経営面の指導を行っているところです。

今後も、新規就農者の確保・育成に必要な施策・予算について、国に対し、要望するとともに、引き続きこれらの取組を実施してまいります。

(担当部)

農林水産部

(担当課)

農林水産政策課
後継人材育成室

(担当者・内線)

宮崎・3825
日高・3978

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望32③

(要望事項)

余剰米の買い上げを行い、生活困窮者に配布すること

(回答)

県では、県産米の余剰はないため、それらを買上げるような支援を実施していないところです。

一方、国においては、従前より政府備蓄米を活用して、学校給食における「ごはん食」の拡大を支援してきた「無償交付制度」の枠組みのもと、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環として「ごはん食」の推進を支援しております。

また、国では食品事業者等から未利用食品の寄付を受けて、こども食堂、生活困窮者などに、未利用食品を無償で提供する活動を行う「フードバンク」に対して、運搬車両、一時保管用倉庫の賃借料など、食品の受入れ・提供を拡大するために必要な経費を支援しております。

県では、これらの国の取組について、関係機関との連携により各団体への周知を図っております。

また、県では、生活に困窮されている方等を対象とする民間の食料支援の取組に対して、フードバンク活動に対する各種支援や子ども食堂に対する「子ども食堂物価高騰対策支援金」の給付を行っているところであり、引き続き、これらを通じて生活に困窮されている方を支援してまいりたいと考えております。

(参考)

○政府備蓄米の無償交付

(1) 子ども食堂等への支援

[事業対象] ごはん食を提供する子ども食堂等(食事提供団体)

[事業要件] 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと

[助成内容] 食事提供団体ごとに上限120kg

(2) 子ども宅食への支援

[事業対象] 食材提供を希望する子育て家庭に、直接食材を配布する団体(食材提供団体)

[事業要件] 子育て家庭に対して、ごはん食の魅力などを伝えるなどの食育の取組を行うこと

[助成内容] 食材提供団体ごとに上限450kg

○食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業(令和4年度補正予算)

(1) フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援

(2) 専門家派遣等及びネットワーク強化

(担当部)

農林水産部
福祉労働部

(担当課)

水田農業振興課
保護・援護課

(担当者・内線)

佐藤大和・3945
藤原・3288

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望32

(要望事項)

地域経済の好循環をもたらす産業政策に転換する。

- ④ 森林整備については、国の予算を抜本的に増やすよう求めること。その際、国民に広く負担を求めている国の「森林環境税」や、県民に一律に課税している森林環境税は廃止し、森林の整備等に必要な予算は森林が持っている多面機能を考慮し、一般財源で十分な予算措置を行うこと。

(回答)

県では、利用期を迎えた森林資源の循環利用を推進するため、主伐後の再造林や間伐等を支援する森林整備事業の予算を十分に確保するよう、国に対し要望しているところです。

一方で、国の森林環境譲与税については、地球温暖化防止等を図るために必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものです。また、県の森林環境税については、荒廃森林の再生等を図るために創設したものです。

県としましては、引き続き、両税を効果的に活用して、それぞれの目的に沿った施策を進めてまいります。

(担当部)

農林水産部

(担当課)

林業振興課

(担当者・内線)

藤原・4044

川浪・4042

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望32

(要望事項)

地域経済の好循環をもたらす産業政策に転換する。

- ⑤ 放置竹林対策、鳥獣被害対策の進捗を明らかにするとともに、予算を抜本的に増額すること。猟友会の担い手を増やすための予算措置を行うとともに、報酬単価を引き上げること。

(回答)

放置竹林対策については、国の森林整備事業や福岡県森林環境税を活用し、竹を伐採して、広葉樹やスギ・ヒノキへの樹種転換を支援しています。

さらに、放置竹林対策を加速化させるため、所有地の境界が不明確である放置竹林について、市町村が実施する境界確認や所有者の同意取得に対し、支援しているところで

す。

このような取組の結果、ここ5年間では放置竹林と侵入竹を合わせまして、年平均約200ヘクタールの竹林伐採や他の樹種への植え替えが行われております。

今後とも必要な予算確保を国に働きかけていくとともに、県予算の確保に努めてまいります。

鳥獣被害対策については、平成24年度に、鳥獣被害対策予算を大幅に増加するとともに、侵入防止、捕獲、捕獲獣の処理、有効利用までを一元的に取り組む体制を整備し、これらの対策を総合的に実施し、被害軽減の推進に努めているところで

す。

このような取組の結果、農林水産物被害額は平成22年度の15億7千5百万円をピークに減少に転じ、昨年度の被害額は、7億4千2百万円まで減少しました。

この被害をさらに軽減するため、県では、わなの設置や猟銃の取扱いに関する研修会に加え、今年度から、狩猟現場においてベテランの狩猟者がマンツーマンで指導を行う取組を開始しております。

さらに、県では、国に対して、捕獲補助金の単価の増額を要望するとともに、市町村が国の捕獲補助金に上乗せして助成した場合は、特別交付税が措置されることを市町村に周知し、この制度の活用を働きかけております。

(担当部)

農林水産部

(担当課)

林業振興課
農山漁村振興課

(担当者・内線)

藤原・4044
大谷・3992

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望33

(要望事項)

漁業対策について

- ① 自公政権の「水産改革法（漁業法等改定案）」は、漁民の共同を基本に営まれてきた沿岸漁業と水産資源管理などを「漁業の成長産業化」の名で企業利益を優先する方向に変えるものである。県として国に対し「漁業法の改定」の撤回を強く求めること。

(回答)

改正漁業法の趣旨は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業所得を向上させることを目指し、資源管理措置並びに漁業許可及び漁業権の免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し、整備するものです。

平成30年12月8日の法案成立を受け、当時の全国漁業協同組合連合会長は、「浜からの意見・要望を踏まえ、国と協議を進めてきた結果、漁業者、漁協が果たしてきた役割等が十分に反映されたことを評価する」との談話を発表しており、漁業者や漁協などの意見・要望が反映されたものと考えております。

(担当部)
農林水産部

(担当課)
水産局水産振興課
水産局漁業管理課

(担当者・内線)
佐藤・4128
上田・4112

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望33

(要望事項)

漁業対策について

- ② 県として、国に対し、和解協議のテーブルに着くよう、求めること。潮受け堤防を一刻も早く開門し、有明海の環境変化の原因を究明し、干潟と有明海の再生など漁場の保全・改善を国に迫ること。併せて県として行なっている「覆砂事業」等を費用対効果を含めて検証し、かつての豊かな海を取り戻すため全力をあげること。

(回答)

県としましては、引き続き、国に対して有明海の環境変化の原因究明調査を国の責任において実施するよう要望するとともに、裁判の状況を注視してまいります。

覆砂事業につきましては、覆砂を実施した結果、漁場環境悪化の原因となる有機物が減少するなど、有明海の底質の改善が図られております。

(担当部)
農林水産部

(担当課)
水産局漁業管理課
水産局水産振興課

(担当者・内線)
福澄・4114
杉野・4130

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望34 県営住宅・住宅供給公社について

(要望事項)

- ①老朽化した県営住宅の建て替えや長寿命化計画を促進するとともに、居住者のニーズを反映した多様な住宅改善を行うこと。低所得者や高齢者、障がい者、子育て世代、若年者など住宅確保困難者の需要を充足する県営住宅を確保するため、空室の改修を進め新規建設も行うこと。また、風呂場の換気扇等の設置や結露によるカビ発生などの除去を行うこと。網戸などは自費で設置するのではなく、備え付け品として設置すること。
- ②住宅の建て替えについては、住民と協議の場を持ち、住んでいる方の意見が反映されるようにすること。特に相談の多い駐車場の問題については、近年の高齢化をみても介護車両が乗り入れしやすい工夫や共有駐車場を確保する手立てなど、県として柔軟な対応を行うこと。
- ③住宅供給公社についても、老朽団地の建て替えや改修の計画を明らかにすること。空き家率を引き下げするために、改修や家賃の引き下げを行うこと。

(回答)

- ① 県では、「福岡県営住宅長寿命化計画」を策定し、建物の建設時期や老朽化の程度に応じて、建替えや改善など適切な手法による既存ストックの有効活用に取り組んでいます。
高齢者世帯が年々増加する中、高齢者の方が暮らしやすいよう、入居者の意向を踏まえてエレベーターがない既存の県営住宅について、エレベーターを設置したり、手すり設置などの住戸内改善を実施しております。
子育て世代については、安心して出産、子育てができるよう、平成30年度から既存住宅の間取りの変更や設備の更新を行う子育て世帯向けリフォーム住宅の整備を行っております。
なお、浴室等の換気については、窓や換気扇を設置しており、結露によるカビの除去等屋内の清掃は、入居者が対応することとなります。網戸は管理上の問題から、県で設置しないこととしています。
- ② 建替事業にあたっては、入居者の意見が反映されるように建替対象団地の代表者等との協議の場を設けるとともに、入居者への事業説明及び個別面談を実施しながら事業を進めております。駐車場については、訪問での介護が必要な入居者に対して、本人が車を所有されていなくても介護する方が利用できる駐車場を貸し出す対応を行っており、また、空き区画を、団地自治会へ来客用駐車場として貸し出す対応を実施しています。
- ③ 福岡県住宅供給公社においても、「公社賃貸住宅ストック活用計画」を策定し、老朽化した公社賃貸住宅の建替えや改修等を実施しているところであります。
また、空き家率を引き下げするために、必要に応じて住戸の改修や家賃の引下げを行っているところであります。

(担当部)

建築都市部

(担当課)

県営住宅課

住宅計画課

(担当者・内線)

業務係	鎌水	4787
建替改善係	宮城	4789
民間住宅係	渡邊	4749

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望35

(要望事項)

- ①すべての「交通難民」を解消する構えで、市町村のコミュニティーバス等への県の助成制度や、生活交通バス路線維持のための補助金を拡充すること。あわせて、市町村と協力して、県民生活の足を守り、地域での生存権を守る、総合的な生活交通対策を策定し、公共交通を担っている事業者に対し、その協力を強く求めること。
- ②JR、西鉄等の事業者が赤字の解消や運転手不足を理由に減便、廃線の動きを強めている。県内を広域に結ぶ基幹路線については維持に努めること。
- ③JRが駅員の配置を削減しているもとの、障がいを持った方の移動が困難になっている。JRへ働きかけを行い、その結果を明らかにすること。
- ④福岡市で取り組まれているようなバス・タクシーなどにも使える高齢者乗車券の制度を全県に広げるため、県としての助成制度をつくること。

(回答)

- ① 誰もが住み慣れた地域で暮らしていけるよう、県では、バスや地域鉄道をはじめとする生活交通事業者やコミュニティーバス等を運行する市町村への補助に取り組んでおり、地域の実情に応じ随時見直しを行っております。
令和2年度においては、AIオンデマンド交通の導入を支援するため、システムの導入費や使用料を支援する制度を創設しました。
令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通の利用が減少していることに鑑み、補助要件（コミュニティーバス運行費の収支率要件、路線バス運行費の輸送量要件）を緩和するとともに、コミュニティーバスの実証運行への支援や他の交通機関との相互連携に取り組む市町村への支援など、地域の実情に応じたコミュニティーバスの支援制度を創設しました。
- ② 複数市町村を運行する広域的・幹線的路線バス（地域間幹線系統）に対しても、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により乗客が減少し、交通事業者の赤字額が拡大していることから、補助制度の要件緩和を行うことにより支援を拡充しているところです。
- ③ JR九州に対しては、昨年6月にJR九州本社を訪問し、障がいのある方の移動に支障がないよう合理的配慮の提供を求めてまいりました。
昨年7月に開催した、障がいのある方の社会参加に関わる事業者等で構成される障がい者差別解消支援地域協議会においても、合理的配慮の提供について理解を求めました。
本協議会において議題として取り上げた「鉄道事業者の取組」では、公共交通事業者から障がいのある方のスムーズな移動支援に取り組んでいくことが報告されました。
県としましても、交通事業者への合理的配慮に関する研修や意見交換などを実施してまいります。

④ 福岡市で取り組まれている高齢者乗車券交付事業は、高齢者の社会参加の促進を目的とした制度です。県といたしましては、高齢者乗車券交付制度を始めとした各自治体の高齢者の社会参加に資する取組の内容、効果等について情報収集に努めていきたいと考えております。

なお、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図ることを目的とした事業として、運転免許証を自主返納された高齢者にタクシー利用券やコミュニティバスの回数券等を交付している市町村に対して、その経費の一部を助成しております（令和5年1月1日現在43市町村で実施）。

また、高齢者や障がい者等を対象とした交通事業者の割引制度や市町村の助成制度について、県ホームページで紹介しております。

<p>（担当部） 企画・地域振興部</p> <p>福祉労働部 保健医療介護部 人づくり・県民生活部</p>	<p>（担当課） 交通政策課</p> <p>障がい福祉課 高齢者地域包括ケア推進課 生活安全課</p>	<p>（担当者・内線） 野見山・2983 川口・2982 熊本・3272 太田・3154 高橋・2962</p>
---	---	--

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望36

(要望事項)
ごみの“焼却中心主義”から脱却し、ごみの発生抑制、減量・リサイクル化などをすすめること。

(回答)
循環型社会を形成していくためには、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に廃棄物になったものについても、再使用、再生利用、熱回収により、できる限り循環的な利用を図る必要があります。
福岡県では、各種リサイクル法に基づく取組の徹底、福岡県リサイクル製品認定制度の運用等によるリサイクル製品の利用促進、福岡県リサイクル総合研究事業化センターによる廃棄物のリサイクル技術や効率的な回収システムの構築にかかる研究開発等に取り組み、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進してまいります。

(担当部)
環境部

(担当課)
循環型社会推進課

(担当者・内線)
藤野・内線3493

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望37

(要望事項)

有害物質が混入した安定型処分場や、土壌汚染処理施設、産業廃棄物の不法投棄とそれによる環境汚染に歯止めをかけるために、県が徹底した立入検査を実施し、違反者への厳格な監督と行政処分をおこなうこと。また、不法投棄のルートと関与者の解明、違反者など排出者の責任による撤去を実施させること。

(回答)

汚染土壌処理施設については、土壌汚染対策法に基づき施設への立入検査を実施し、汚染土壌の適正処理の確保に努めています。

産業廃棄物の適正処理及び不法投棄防止対策については、県域6か所の保健福祉環境事務所による立入検査を実施することに加え、監視指導課及び各保健福祉環境事務所に廃棄物不法投棄等対策専門員(警察官OB)20名を、監視指導課に現職警察官2名を配置して監視指導の強化に努めています。

また、夜間及び休日の監視パトロールやヘリコプターによるスカイパトロール、安定型最終処分場の定期掘削調査、県外から搬入される産業廃棄物の事前届出制度の導入、不法投棄マッピングシステムの運用、指導が累積している産業廃棄物処理業者等に対する本庁及び保健福祉環境事務所合同での立入検査の実施等により、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄事案の早期発見、早期対応を図っています。

さらに、赤外線カメラ搭載ドローンの活用、ウェアラブルカメラや遠隔操作対応監視カメラの導入による効率的・効果的な監視指導を行っています。

加えて、生活環境保全上の支障が生ずるおそれの高い事案に対しては、速やかに関与者を探知し、積極的かつ厳正に行政処分を行うとともに、排出事業者責任の追及等により被害の拡大防止に努めていきます。

(担当部)

環境部

(担当課)

環境保全課
監視指導課

(担当者・内線)

笠井・3437
川元・3588

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 38①

(要望事項)

国民健康保険は 2018 年度より県が市町村と共同で保険者となったが、低所得者が多く高齢者の割合が高いという構造的課題はそのままであり、公費拡充が行われてもなお、保険料(税)の値上げが行われている。国に対し、公費投入を抜本的に拡充することと、法定外繰り入れ解消の指導をやめるよう求めること。あわせて子どもの均等割を撤廃するよう求めること。県として独自に予算措置を行い、子どもの均等割の負担をなくすこと。

(回答)

国民健康保険は、平成30年度から、新たに1,700億円の公費が追加され、制度の安定化が図られています。しかし、高齢化の進行や医療技術の発展などにより1人当たりの医療費が増加する中で、高齢者や低所得者を多く抱える市町村国保は、厳しい財政状況が続くものと見込まれます。県としましては、公費のさらなる拡充について、引き続き、制度設計者である国に働きかけてまいります。

保険料で賄うべき国保事業費納付金等を、保険料の上昇を抑制するために一般会計からの繰入金で賄うことは、国保の被保険者以外の住民に不公平感を生じさせることとなります。一方、地方公共団体の財政運営はそれぞれの団体の自主性、自立性に委ねられていることから、一般会計から国保特別会計への繰入れの実施についても、地域における実情、将来の財政の見通し、財政運営の健全性や住民負担の公平性の確保等、総合的に勘案しながら、各市町村において個別に判断されるべきものと考えております。

子どもの均等割については、令和4年度から、未就学児を対象に均等割保険料の5割が公費により軽減されております。

県としましては、医療保険制度間の公平性及び子育て支援の観点から、減額措置の対象の拡充等が必要であると考えており、全国知事会等を通じて、国に対して要望しているところです。今後も、あらゆる機会を通じまして、引き続き国に働きかけてまいります。

なお、国民健康保険料(税)の減免については、国民健康保険法第77条又は地方税法第717条の規定に基づき、天災その他特別の事情がある場合に、市町村の条例により、被保険者の個々の事情を検討し、市町村長が判断することとされていますが、減免は客観的にみて担税力を著しく喪失している者に対して行うものであり、特定の者に対し、画一的な基準を設けて実施することは適当ではないとの国の見解が示されておりますので、県の独自施策として、子どもに対して一律に均等割を減免することは、適当ではないと考えております。

<p>(担当部) 保健医療介護部</p>	<p>(担当課) 医療保険課</p>	<p>(担当者・内線) 重松・3127</p>
--------------------------	------------------------	-----------------------------

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 38②

(要望事項)

滞納処理は、2021年度で12,673世帯、金額は21億円余に上っている。滞納処理に当たって、法令を遵守し、生活困窮に陥らせることがないように市町村を指導すること。

(回答)

国民健康保険の財源は、保険料(税)と公費で賄われており、市町村が保険料(税)を確保するため、財産調査や差押え等の滞納処分を行っているところです。

県内の多くの市町村では国民健康保険税として徴収しており、滞納処分については、市町村民税や固定資産税など他の税目と共通の課題があることから、県の税務課、行財政支援課、医療保険課の3課合同で、市町村の担当職員を対象に研修を実施しています。(令和4年度は11月24日開催)

こうした機会をとらえて、差押え禁止財産や給与などの差押え制限財産等について正しい知識を身に付けてもらい、法令に従って、滞納処分が適切に行われるよう支援してまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

田邊・3130

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 38③

(要望事項)

資格証明書発行によって、「医療を受ける権利」が脅かされる事態はあってはならない。「特別な事情」がある場合には本人の申し出により、「短期保険証に切り替えるよう」指導すること。その際に滞納額の一部納入を条件としないこと。無保険には速やかに保険証を発行し受療権を保障するよう各自治体へ書面で通知すること。

(回答)

資格証明書は、滞納者からの納付相談の機会の確保や被保険者間の保険料負担の公平を図るため設けられている制度ですが、その影響は大きいことから、法令では、世帯主の疾病や失業等特別の事情があると認められる場合には、交付しないこととされています。また、交付後も、被保険者が医療を受ける必要が生じ、医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、短期被保険者証を交付することができることとされています。

資格証明書交付後、医療費の一時払いが困難であるとの申し出による短期被保険者証の発行は、被保険者の経済状況等から判断されるべきものと考えます。県としましては引き続き、制度の趣旨を踏まえ、個別の状況に応じてきめ細かく対応するよう市町村に助言してまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

田邊・3130

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 38④

(要望事項)

保険料(税)の滞納を生活困窮のシグナルとして捉え、生活再建のための支援を総合的に
行う施策を講じること。滋賀県野洲市や宮城県多賀城市で行われている生活再建を目指
す施策を行う自治体が増えるよう県として取り組むこと。

(回答)

各市町村においては、被保険者の生活再建のための取組として、保険料(税)の納付
が困難な方に対しては、保険料の減免の制度や生活困窮者自立支援制度担当部局と連携
して各種制度の説明を行うなど、被保険者が相談を行いやすい環境を整えることや、相
談機会の確保に努め、被保険者の状況により必要に応じて支援を行っています。県とし
ましては引き続き、被保険者の個別の状況に配慮したきめ細かな対応につきまして、市
町村に助言してまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

田邊・3130

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 38⑤

(要望事項)

コロナ禍における国保法 77 条減免制度を恒常的制度とするよう国に求め、財源措置を要求するとともに、自治体と連携して制度の恒久化をすすめること。

(回答)

国民健康保険料(税)の減免については、国民健康保険法第 77 条又は地方税法第 717 条の規定に基づき、天災その他特別の事情がある場合に、条例又は規約により、被保険者の個々の事情を検討し、保険者が判断することとされています。

令和 4 年度においては、国は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する保険料(税)の減免総額の 10 分の 10 に相当する額を、特別調整交付金により支援を行う予定としております。

今後も、財政支援の継続について、全国知事会等あらゆる機会を通じまして、引き続き国に求めてまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

重松・3127

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 38⑥

(要望事項)

国保法 44 条の適用は、77 条減免と比較しても極めて少ない現状がある。一部負担金を払うことに躊躇し医療機関にかからず、重症化するケース、死亡するケースも発生していることから、県のホームページを含め、わかりやすい形での周知を行い、各自治体に対して、制度の活用について積極的に広報するよう求めること。

(回答)

窓口負担の軽減のための制度である国民健康保険法第44条の規定は、それを必要とされる方に十分活用していただくことが大切であり、県といたしましては、県ホームページに掲載するとともに、市町村に対し、制度の適切な運用や被保険者の実情に配慮したきめ細かな対応、制度の積極的な周知について、助言しております。

今後とも、被保険者への周知を徹底するよう、市町村に助言してまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

田邊・3130

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望38⑦

(要望事項)

2020年6月末における本県の在留外国人は約8万人とされている。3ヶ月を超えて在留する際は国民健康保険の対象となることを周知すること。外国人の保険への加入状況を調査し、無保険になることがないよう手立てをとること。

(回答)

外国人に対する国民健康保険制度の周知につきましては、市町村で、外国語のパンフレットを配布するほか出入国在留管理庁を始めとする各関係機関と協力し実施しています。県としましては引き続き、外国人に対する制度の周知及び適切な加入を促進するよう、保険者である各市町村に助言してまいります。

なお、令和4年4月1日現在の本県における、国民健康保険の適用を受けている外国人の方は、24,243世帯、26,032人となっております。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

田邊・3130

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望39

(要望事項)

- ①国保法44条の適用がわずかであるのに対して、無料低額診療事業の利用者は毎年延べ40万人以上にのぼる。無料低額診療事業の要件を緩和するよう国に求め、実施機関を増やし、無料低額診療事業の空白地域をなくすこと。
- ②自治体のホームページでの広報とともに、国民健康保険、生活困窮者窓口、福祉事務所、民生委員などへの周知、就学援助や児童扶養手当等の周知の際にも、無料低額診療制度と実施機関等の周知を合わせて行うこと。
- ③本事業を調剤薬局にも適用を拡大するよう国に求めるとともに、県として助成制度を創設すること。

(回答)

- ① 国は、無料低額診療事業について、医療保険又は生活保護により医療が保障されているという社会情勢の変化に伴い、必要性が薄らいでいるとの認識から抑制方針であるとともに、今後の無料低額診療事業のあり方について慎重に検討するものと伺っていることから、県としましては、国の検討状況を見守ってまいりたいと考えております。
なお、医療機関から無料低額診療事業の開始届出の提出があった場合は、届出内容について確認・審査し、届出内容が国で定められた基準を満たしているときは、その届出を受理しているところです。
- ② 県(郡部を所管)及び市では、平成27年4月から、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮された方の自立相談支援事業を実施しているところです。
県としましては、引き続き、生活に困窮された方に対する相談窓口である自立相談支援機関について、県民との対面業務にあたる県の窓口やハローワーク、小学校、中学校、高等学校、民生委員の協力も得ながら周知を行うことで、経済的な理由で医療機関への受診が困難な方からの相談に対して、無料低額診療事業を含めた公的制度的利用に向けた助言や申請窓口への同行支援等、相談者の状況に応じた支援に努めてまいります。
- ③ 令和4年12月、本県を含む全国の20自治体で構成する全国自治体ホームレス対策連絡協議会において、無料低額診療事業における調剤のあり方について検討を図るよう、国に対して要望を行ったところです。
院外処方における薬代については、無料低額診療事業の対象外となっておりますが、まずは国において制度の対象とするか否かについて検討されるべきものと考えており、県による助成制度の創設は考えておりません。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

保護・援護課

(担当者・内線)

藤原(内線3288)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 40①

(要望事項)

本県における後期高齢者医療制度の保険料は全国でもトップクラスとなっており、大きな負担となっている。直近 2021 年度の余剰金は 160 億円であり、運営安定化基金 125 億円と財政安定化基金 62 億円を積み立てている。これらの財源を活用して保険料の引き下げを行うこと。

(回答)

後期高齢者医療広域連合においては、前期末における剰余金が発生すれば、次期保険料の調整財源として、既に活用している状況です。

なお、県に設置している後期高齢者医療財政安定化基金の取崩しが認められるのは、法令上、予期せぬ保険料の収納不足又は医療費の増加が生じた場合、保険料の増加抑制をする場合のみとされており、保険料の引き下げには活用できないこととなっています。

県としましては、今後も広域連合と十分な協議を行い、保険料が適切に設定されるよう必要な助言を行ってまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

重松・3127

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望40②

(要望事項)

また、後期高齢者特定健診の受診料を無償化すること。

(回答)

後期高齢者健康診査は福岡県後期高齢者医療広域連合が実施主体であるため、福岡県後期高齢者医療広域連合に確認したところによると、従前から無償化を検討しているが、さまざまな意見があり結論には至っていないため、引き続き検討していくということです。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

健康増進課

(担当者・内線)

三苫・3049

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 40③

(要望事項)

窓口負担2倍化を中止するよう国に求めること。

(回答)

後期高齢者の自己負担の見直しについては、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合)の方に限って2割負担とされ、それ以外の方は1割負担とされています(現役並み所得者を除く)。

また、長期頻回受診等の方への配慮として、外来診療については令和7年9月までの間、1月分の負担増を最大でも3,000円に抑える措置があります。

今回の見直しは、少子高齢化が急速に進む中、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らすとともに、他の世代と比べて高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保され、窓口負担の見直しにより必要な受診が抑制される事態が生じないように、国において十分な検討を経て決定されたものと考えています。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

田邊・3130

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望41①

(要望事項)

介護保険については、高すぎる保険料に加え、利用料の負担増、介護サービスの対象を縮小するなど、改悪と負担増が繰り返され、「保険あって介護なし」の状況が生じている。介護保険の原点である「家族介護から社会的介護に」の理念に立ち返り、すべての要介護者が必要なサービスを受けられるようにするとともに、保険料軽減措置の抜本的拡充を求めること。

(回答)

補足給付に関する給付の在り方や資産要件、利用者の自己負担などは、在宅で介護を受ける方をはじめとする他の被保険者との公平性の確保や能力に応じた負担を求める観点から、国の社会保障審議会介護保険部会等での議論を経て見直されてきたところです。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

介護保険課

(担当者・内線)

瀬戸口・3174

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望41②

(要望事項)

2021年8月から実施された補足給付の見直しにより、「施設にいられなくなった」「高すぎて負担できない」などの声が上がっている。国に対し制度の中止を求めること。少なくとも資産要件を設定した2014年以前の水準に戻すよう国に要請すること。

(回答)

介護保険制度創設から22年が経過し、制度創設時から介護サービス利用者が3倍、介護費用の総額が約3.7倍を超える中、必要な介護サービスを提供していくと同時に、給付と負担のバランスを図りつつ、介護保険料、公費及び利用者負担の適切な組み合わせにより制度の持続可能性を高めていくことが重要な課題であり、県では、介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、必要な制度の改善を図ることを国に要望しております。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

介護保険課

(担当者・内線)

瀬戸口・3174

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望41③

(要望事項)

介護人材の確保について、実効性のある施策を講じるよう国に対して求めるとともに、県として独自策を講じること。介護職の賃金が少なくとも全産業平均となるよう、抜本的な処遇改善を行うこと。

(回答)

介護職員の処遇改善を図るため、国において介護報酬の中で「介護職員処遇改善加算」が設けられています。

また、2019年度の介護報酬改定においては、経験・技能のある職員に重点を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を行うとともに、他の職種の賃金改善にも充てることができる「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

さらに、今年度の介護報酬改定においては、基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されました。

一方で、加算を取得しない理由として、「事務作業が煩雑」「次年度以降の取扱いが不明」といった意見があることから、介護職員が意欲を持って働き続けられる処遇を事業者が自立的かつ安定的に実現できるようにするため、基本報酬の引き上げによる対応を検討するよう国に要望しております。

本県では、介護に係る事業者団体や職能団体、介護福祉士養成施設団体、ハローワークや福祉人材センターなどで構成する「福岡県介護人材確保・定着促進協議会」を設置し、情報や課題を共有しながら、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入の促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」のための事業に連携して取り組んでいます。

処遇の改善については、より多くの事業所が介護職員処遇改善加算を取得できるよう、処遇改善加算を取得していない事業所等を対象として、上位区分又は加算の取得困難理由を排除するための勉強会の開催やアドバイザーの派遣を実施しております。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

高齢者地域包括ケア推進課
介護人材確保対策室

(担当者・内線)

折尾・3156

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 42

(要望事項)

入院給食費が引き上げられ、大きな負担となっている。そもそも治療食である入院給食費に自己負担が生じることが問題であり、それがさらに高額になっていることは受療権の侵害にもつながる。国に対し、入院給食費引き下げの要求を行うこと。

(回答)

入院時食事療養費の自己負担額については、平成27年5月の健康保険法改正により、従来の食材費相当額に調理費相当額が加えられることとなり、平成28年度から段階的に見直しが行われました。

本見直しの趣旨は、入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、入院時の食事代について、在宅療養でも負担する費用について負担を求めることとされたものです。

見直しに当たっては、低所得者の負担額が据え置かれるなど、国において負担額の増加の影響への配慮は行われており、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、医療保険制度が将来にわたり持続可能な制度となるよう、国において十分な検討を経て決定されたものと考えます。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

田邊・3130

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望43

(要望事項)

公立・公的病院の再編・統合をすすめる「地域医療構想」の推進方針の撤回・中止について国に対し強く求めること。コロナ禍において公立・公的病院は大きな役割を果たしたことから、高度急性期や急性期病床の削減を行わないこと。地域医療や専門医療を担っている公的病院の再編廃止については断固反対すること。

(回答)

国は、令和元年9月、特定分野のみの診療実績の結果のみをもって、再編統合について議論が必要な医療機関のリストを公表しましたが、各医療機関の今後の方向性は、地域の実情に応じて、しっかり議論されるべきものとしております。

それぞれの公立・公的病院等が提供する医療の内容、設立の経緯等は様々であり、地域において果たすべき役割も異なっております。

このため、県では、県内13区域に設置する地域医療構想調整会議において、診療実績等だけでは判断しえない新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実情、関係者の意見などを十分踏まえながら、議論を行っております。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療指導課

(担当者・内線)

安成・3104

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望44

(要望事項)

- ① 困窮する人がためらわず生活保護の申請ができるよう、申請者の立場に立った、わかりやすいホームページやチラシをつくること。
- ② 「扶養照会」は義務ではないことを徹底し、申請者が望まない扶養照会を行わないこと。
- ③ 生活保護担当者は専門職と位置づけ、保護制度の熟知や人権侵害等について十分な研修を行うとともに、困難な生活実態に寄り添える職員配置を行うこと。ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにすること。社会福祉主事有資格者の積極的採用で複数配置を行うこと。
- ④ 生活保護受給者の医療証について、保険証なみのサイズにすること。県内の自治体でサイズを統一すること。

(回答)

- ① 生活保護制度につきましては、ホームページに掲載するとともに、より具体的にご理解いただけるよう、各福祉事務所で小冊子(「保護のしおり」)等を用意し、申請相談時に活用しております。
- ② 扶養照会の実施にあたりましては、要保護者に事情をよく確認し、10年程度音信不通である場合や、DVから逃れてきて、扶養を求めることが明らかに要保護者の自立を阻害することになる場合など、扶養義務履行が期待できない者への照会を行わないよう、福祉事務所に対する指導を行っております。
- ③ 県では、福祉事務所の査察指導員・現業員(ケースワーカー)に対し、知識を取得することを目的とした研修を多数実施しているほか、人権に関する研修や、申請相談や訪問面接の際に必要な技術についても研修を実施しております。
また、職員の配置につきましては、社会福祉法を踏まえ、県が実施する監査において、標準数を下回らないよう指導するとともに、社会福祉主事有資格者の配置についても指導を行っているところです。
- ④ 県では、生活保護受給者の医療証につきましては、診療依頼書を使用しています。サイズにつきましては、医療扶助適正化の観点から、おくすり手帳と一緒に提出できますように同じサイズにしております。県と一部の市福祉事務所で、診療依頼書を使用しており、県と一部の市以外の福祉事務所では、医療要否意見書(A4サイズ)を使用しております。県内の自治体でサイズを統一につきましては、現状では難しい状況です。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

保護・援護課

(担当者・内線)

竹下 (内3291)

猪野 (内3295)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望45

(要望事項)

- ①障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」(2010年1月)から12年が経過した。国は、障害者自立支援法を廃止してそれにかわる障害者総合福祉法制を審議した総合福祉部の「骨格提言(2011年8月)」を尊重すべきにもかかわらず、政府は障害者との約束を破り、自立支援法を廃止するどころか、一部の手直しで障害者総合支援法を成立させている。障害者総合支援法を見直し、「基本合意」「骨格提言」にもとづく障がい者福祉法の制定とともに、応益負担は廃止し、障がい者の福祉・医療を無料にするよう引き続き国に求めること。「障がい者差別解消法」が実効性のあるものとなるよう財源措置などを求めること。
- ②障がい基礎年金の支給額を増額するなど、制度の改善を求めること。
- ③障がい者が65歳になると原則介護保険制度優先が適用されているが、円滑なサービス利用とはなっておらず、この制度の廃止を求めること。
- ④重度障がい者医療費給付制度の所得制限をなくすこと。精神障がい者医療給付制度について、精神障がい者手帳2級まで対象とすること。

(回答)

- ① 障害者総合支援法の見直しについては、障がいのある人の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービスが提供できるものとなるよう国に要望しています。利用者負担については、応能負担を原則とし、障がいのある人が安心して必要なサービスを利用できるよう、引き続き実態を踏まえた検証を行い、所要の改善を図ることを国に要望しています。また、障害者差別解消法については、法施行に係る財源措置、実効性のある紛争解決の仕組みの構築を国に要望しています。
- ② 障がい基礎年金については、増額や年金受給前における所得保障制度を充実するよう、引き続き、国に対して要望してまいります。
- ③ 介護保険制度への移行にあたっては、一定の高齢の障がいのある方に対し利用者負担を軽減する仕組みや、障がい福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくすることで、円滑なサービス利用につなげる仕組みが設けられており、介護保険サービスの円滑な利用促進が図られているところです。
- ④ 重度障がい者医療費給付制度の所得制限については、高齢化がますます進み事業費の大幅な増加が見込まれる中、持続可能な制度とするため必要なものと認識しております。また、重度の精神障がいのある方に対しては、就労の機会が制約され、収入を得ることが困難な状況になることから、精神障害者保健福祉手帳1級の方を対象としているところです。こうした助成制度は、本来、住む地域によって差があってはならないものと考えております。県では、国において全国一律の公費負担医療制度を創設するよう要望しているところです。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

障がい福祉課

(担当者・内線)

- ①熊本(3272)
森(3266)
- ②、③森(3266)
- ④吉田(3265)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望 46

(要望事項)

高齢者の補聴器助成制度は、すでに実施している田川市をはじめ、小竹町、大刀洗町、みやこ町など県内で助成する動きが広がっている。生涯現役社会に取り組んでいる本県として、認知症予防対策の一環としても、必要とする高齢者が補聴器を購入できるよう、助成制度を創設すること。

(回答)

現在、聴覚障がい6級以上として身体障害者手帳が交付された方等に対しては、障害者総合支援法に基づいて補聴器購入費の9割を助成する制度があり、この制度の対象とならない方への新たな公的補助制度の創設については、補聴器使用により、例えば、認知機能の低下を予防できるといった効果を明らかにする必要があると考えております。

兵庫県では、加齢性難聴の方の補聴器使用と社会参加活動の関連性の調査が行われております。

また、現在、国立長寿医療研究センターで、もの忘れと難聴がある方を対象に、補聴器使用により認知機能がどのように変化するかについて研究が行われているため、まずは、兵庫県の調査や国立長寿医療研究センターの研究について、注視していく必要があると考えております。

(担当部)
保健医療介護部

(担当課)
高齢者地域包括ケア推進課

(担当者・内線)
石橋・3151

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望47①

(要望事項)

経済的に困窮している看護学生に学生支援給付金を支給するよう国に働きかけるとともに、県としての制度をつくること。

(回答)

経済的に困窮している学生等の学びの継続のため、2020(令和2)年度に支給された「学生支援緊急給付金」に引き続き、国の2021(令和3)年度補正予算においても、「学生等の学びを継続するための緊急給付金」が支給されております。

県では、国が実施する給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済的困難が生じた学生にも配慮した上で、制度の拡充を図るよう、全国知事会を通じて要望しております。

(担当部)

保健医療介護部

人づくり・県民生活部

(私学振興・青少年育成局)

(担当課)

医療指導課(医師・看護職員
確保対策室)

政策課

私学振興課

(担当者・内線)

岩永・3101

小林・2873

松山・2896

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望47②

(要望事項)

看護学生に対する経済的な支援として、就学資金貸付だけでなく、給付型奨学金制度を創設すること。

(回答)

県では、看護学生に修学資金を貸与することでその修学を容易にし、看護職員の不足が見込まれる施設(特定施設)への就業促進を図るため、「福岡県看護師等修学資金」の貸付を行っており、特定施設に5年間勤務すると、返還が免除されることとなっております。

給付型奨学金については、2020(令和2)年度に、大学、専門学校等の住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象とした給付型奨学金制度が拡充されており、日本学生支援機構に申込むこととなっております。

(担当部)

保健医療介護部

人づくり・県民生活部

(私学振興・青少年育成局)

(担当課)

医療指導課(医師・看護職員
確保対策室)

政策課

私学振興課

(担当者・内線)

岩永・3101

小林・2873

松山・2896

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望47③

(要望事項)

養成校に対する感染予防対策費の支給を行うとともに、養成校の種類を問わず、学費の減免などができるよう経済的な支援を行うこと。

(回答)

県では、看護師等養成所の教育内容の充実や教育環境の整備促進のため、運営に必要な経費について補助を行っているところです。コロナ禍において、養成所の円滑な運営に必要な感染対策経費についても、この運営費補助金を活用していただきたいと思います。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療指導課(医師・看護職員
確保対策室)

(担当者・内線)

岩永・3101

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

48

(要望事項)

教育委員会が子ども、保護者、住民、教職員の声をきちんと受け止め、それを教育行政に反映させるため、教育の政治介入につながる教育委員会制度を見直すこと。憲法が保障する教育の自主性、自立性、自由を擁護し、それを生かした民主的教育改革をすすめること。

(回答)

県教育委員会としては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」における、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るという趣旨に則るとともに、保護者や地域住民の意向を踏まえて教育行政を運営することが肝要であると考えており、今後ともより一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

総務企画課

(担当者・内線)

馬場・5412

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望49

(要望事項)

親などが貧困の状態で育つ18歳未満の子の割合を示す、日本の子どもの貧困率は13.5%、約7人に1人の子どもが「貧困ライン」(その国の平均的所得の半分以下の所得しかない家庭の子どもの割合)を下回っている。「子どもの貧困」を加速させている雇用破壊や消費税増税、社会保障解体、子どもをもつ生活困窮世帯を追い詰める生活保護費削減や就学援助の縮小、ひとり親世帯への児童扶養手当のカットなど、逆行した政策を中止し、子育てを応援する政治へ転換することを国に求めること。

(回答)

国は、令和元年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律を改正し、11月に子供の貧困対策に関する大綱を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進しているところであり、令和5年4月に施行される「こども基本法」においても、子どもの貧困対策は、こども施策に必ず盛り込むべき要素とし、少子化社会対策や子ども・若者育成支援に係る施策と相まって総合的かつ一体的に推進することとされております。

県においては、全国知事会を通じて、子育て政策に対する基盤強化に向けて、こども家庭庁が真に政策遂行力ある組織となるよう権限・予算・人員を確保した体制整備、子ども関連の政府支出の拡大、地方財政措置の拡充等や、子どもの貧困対策の強化として、地方の実情に応じた取組に対する支援強化等について、国に要望しているところです。

また、令和4年11月には、県議会議長とともに知事が関係省庁を訪問し、国の施策・制度・予算に対する提言・要望において、こども家庭庁創設にあたり、県・市町村におけるこども施策の更なる機能の充実・強化に向けた財政措置強化等を要望したところであり、引き続き、国に対して必要な施策を講じるよう求めていきたいと考えております。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

保護・援護課

(担当者・内線)

藤原(内線3288)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望50

(要望事項)

「子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されることのない」ことを掲げて成立した「子どもの貧困対策法」をふまえ、県として責任を持って貧困の実態調査を行なうこと。結果や進捗を公表し、当事者や支援団体の協力も得ながら、貧困の解決のための体制を整備するなど、子どもの貧困解決へ県をあげたとりくみを行うこと。

(回答)

県では、令和3年3月に「第2期福岡県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、

- ・「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」
- ・「支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮した対策の推進」
- ・「地域の実情を踏まえた市町村における取組みの支援」
- ・「行政、保育所、学校、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会、NPOなど、地域の関係者が一体となって行う支援」

の4つの重点方針のもと、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」及び「経済的支援」の4つを柱として、子どもの貧困対策に係る施策を総合的に推進しているところです。

子どもの貧困対策を効果的に推進していくに当たって、ひとり親家庭の正規雇用の割合等、親の生活実態を反映する11項目を含む26の指標や、子ども支援オフィスに寄せられる相談内容の分析により、生活困窮世帯の生活実態や地域の課題を把握するとともに、今後は、県と市の自立相談支援機関の連絡会議において相談内容を共有することで市部の実態も把握しながら、施策の更なる充実、強化を図ることとしております。

本計画に基づき、引き続き、知事をトップに副知事、全部長、教育長、警察本部長を構成員とする福岡県子どもの貧困対策推進本部において、事業の進捗や目標の達成状況を検証しながら、全庁を挙げて子どもの貧困対策に資する各種施策・事業に取り組んでまいります。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

保護・援護課

(担当者・内線)

藤原（内線3288）

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望51

(要望事項)

国に対して、批准した国際人権規約にのっとり、高等教育の学費を段階的に無償化することを求めるとともに、給付制奨学金の抜本拡充を行い、授業料・入学金の減免制度の縮小を行わないよう国に求めること。また、県奨学金制度が基準通りに執行されるよう予算措置を図るとともに、県独自の高校生・大学生への給付制奨学金を創設すること。物価高騰が続くなか、本県として、静岡県が行ったような困窮学生への一時金給付を行うこと。県立大学の学費減免制度を拡充すること。

(回答)

高等教育について、国は、平成29年12月の「新しい経済政策パッケージ」、平成30年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2018（いわゆる骨太の方針）」において、意欲ある子供たちの修学を支援するため、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する方針を決定し、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、高等教育の修学支援新制度を創設して、令和2年度から、真に支援が必要な低所得世帯の学生等を対象に、給付型奨学金の拡充及び授業料と入学金の減免を開始しました。

県では、県が設立した公立大学法人が設置する県立三大学（九州歯科大学・福岡女子大学・福岡県立大学）及び県内の私立専門学校に、授業料等の減免に対する補助を実施しているところです。

また、制度のさらなる拡充を図るよう、国に対し、全国知事会を通じて要望を行っており、経済的な理由で学生・生徒が修学を断念することがないよう、今後も、様々な機会をとらえて、国に働きかけてまいります。

高校生に対する本県奨学金では、予約募集の採用基準を満たす生徒は全員採用しているところです。

なお、国に対しては、奨学金事業を安定的かつ継続的に実施できるよう、奨学金原資等に対する財源措置を強く要望してまいります。

給付型奨学金については、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金により、高校就学に当たっての経済的な負担は一定程度軽減が図られている状況であり、国の動向や社会情勢等を注視してまいります。

県立大学を含む大学生に対する奨学金及び授業料等減免制度については、前述のとおり、国による給付型奨学金及び授業料等減免制度、専門学校生に対しても国による給付型奨学金及び授業料等減免制度があり、支援が必要な低所得世帯の学生に対する支援は一定程度行われている状況であり、国の動向や社会情勢等を注視してまいります。

(担当部)

人づくり・県民生活部
(私学振興・青少年育成局)
教育庁教育振興部

(担当課)

政策課
私学振興課
社会教育課

(担当者・内線)

小林 正輝 (内2873)
松山 秀樹 (内2896)
藤崎 秀典 (内5422)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望52

(要望事項)

私学助成の拡充を国に求めるとともに、私立高校生への県独自の助成金の拡充を行い、教育条件の公私間格差を是正すること。

私立高校の入学金について助成を行い、公立高校なみにすること。入学支度金制度の対象を非課税世帯まで拡充すること。

(回答)

県では、毎年国に対し、私学助成の拡充について要望を行うとともに、私立学校における教育条件の維持・向上や保護者負担の軽減を図るため、経常費補助を中心とした私学助成の充実に努めているところです。

また、平成2年度から、授業料や施設設備費等の軽減を行う学校に対して、県独自に補助金を交付する学校納付金軽減補助制度を実施しており、生活困窮世帯の生徒を支援しています。

入学支度金制度については、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団において、私立高校を含めた奨学事業が実施されているところです。

厳しい財政状況ではありますが、今後とも経済的な理由で修学を断念することがないよう私立高校生やその保護者を支援してまいります。

※経常費補助 生徒1人当たり単価

令和4年度当初予算	高等学校	376,240円(対前年度5,081円増)
	中学校	342,731円(対前年度4,996円増)
	小学校	340,917円(対前年度4,977円増)
	幼稚園	205,564円(対前年度2,220円増)

(担当部)

人づくり・県民生活部

(担当課)

私学振興課

(担当者・内線)

令官・2893

松山・2896

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望53

(要望事項)

子どもたちの健やかな成長を保障し、保護者の医療費の負担を軽減するために、子ども医療費支給制度の支給対象年齢を通院・入院ともに18歳まで拡充すること。あわせて、「子ども医療費助成」「ひとり親家庭医療費助成」「重度心身障害者医療費助成」の所得制限や一部自己負担を撤廃すること。小学生以下に対する政令市への県の補助率を現在の4分の1から一般市町村並の2分の1に引き上げること。

(回答)

子ども医療費支給制度は、子育て世帯の経済的負担の軽減と、子どもの健康の保持を目的としており、県では、県全体の医療費助成の底上げを図るため、令和3年4月に対象年齢を小学6年生から中学3年生まで引き上げたところです。

仮に、中学生と同様の自己負担と所得制限を適用して、対象年齢を18歳まで引き上げた場合は、約7億円の県の追加財政負担が必要となります。

同時に、こうした見直しは、対象年齢を中学生までとしている市町村にも新たな財政負担が生じることとなります。

「子ども医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」「重度障がい者医療費助成」については、市町村及び県において多大な財政負担が生じることから、将来にわたり持続可能な制度とするために、所得制限や一部自己負担を設けているものです。

その撤廃には、県のみならず、市町村においても、新たな財源が必要となります。

こうしたことから、子ども医療費支給制度の対象年齢の拡大、所得制限や自己負担の撤廃といった制度の拡充については、この制度を将来にわたって持続できるよう、財源確保の見通しや、自己負担のあり方、市町村の意向等を踏まえながら、慎重に検討していかなければならないと考えております。

小学生以下に対する政令市への県補助については、政令市は児童福祉に関して県と同等の権限と責務を有していることに加え、財政規模も大きく、財政力も豊かであり、政令市とその他市町村で差を設けた補助を行っているところです。このことから、小学生以下に対する補助率の見直しは考えておりません。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

児童家庭課

(担当者・内線)

山口(3249)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望54

(要望事項)

義務教育無償の原則にも関わらず、無償の対象は授業料や教科書代などに限られ、制服代、ドリル代、修学旅行積み立てなど義務教育段階の家計負担はあまりに重すぎる。義務教育にふさわしく家計負担の解消をめざし、段階的に家計負担の引き下げをすすめること。

高校生の学校納付金や学用品、通学費の負担の実態を調査し、必要最低限となるよう見直すこと。県として妥当性について検証すること。

(回答)

学校教育法第19条は、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」と規定しており、これにより各市町村において学用品費、修学旅行費等に対するいわゆる就学援助が実施されています。

県教育委員会といたしましては、教育の機会均等と就学機会の確保の観点から、市町村において必要な就学援助を行えるよう、十分な財源措置の充実について、国に対し今後も要望していくとともに、就学援助制度の周知徹底を図るよう市町村教育委員会に対し指導・助言を行ってまいります。

また、県立高等学校の学校徴収金については、各学校において、校長の責任の下、学校徴収金等検討委員会を設置し、保護者の負担軽減等を一層推進するため、徴収金額やその用途などを総合的に検討しています。

なお、毎年、徴収金額や保護者負担軽減の実施状況についての実態調査を実施し、学校長に対して、保護者負担が必要最低限となるよう見直しに努めるほか、納入期限の猶予や分割納入の積極的な実施等について指導、助言を行うとともに、引き続き、低所得世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費への支援を行うため、高校生等奨学給付金の支給を行ってまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

義務教育課

財務課

(担当者・内線)

相浦・5526

新飼・5346

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 55

(要望事項)

文部科学省が2017年度に行った給食費無償化実施状況調査では、全国1740自治体のうち、小・中学校両方で無償化を実施している自治体は76であった。

この間、子育て支援や物価高騰対策として、学校給食の無償化が広がっている。群馬県では17年度の8自治体から14自治体へ、山梨県では2自治体から11自治体へと大きく増えている(2020年4月時点)。千葉県では第3子から無償化を始め、青森市では小・中学校の学校給食の完全無償化を始めた。

本県として学校給食費の無償化を目指し、軽減措置を行った市町村に対し、県として財政支援を行うこと。

(回答)

学校給食費は、学校給食法において保護者が負担することとなっており、経済的理由により負担が厳しい保護者に対しては、生活保護や就学援助制度による支援がなされています。

学校給食費については、実施主体である市町村が地域の実情に応じて、無償化や保護者負担軽減策を決定することは可能ですが、一義的には国が検討するものと考えています。

県教育委員会としましては、市町村教育委員会に対し、就学援助制度の周知徹底を指導するとともに、国の動向や、参考となる自治体の取組について情報提供することで支援を行ってまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

平田・5576

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望56

(要望事項)

「生理の貧困」をなくすため、就学援助の対象に生理用品を加えること。公共施設や小中学校、県立学校のトイレに生理用品を備え、自由に受け取れるようにすること。

(回答)

県では、「女性と社会のつながり支援事業」において、コロナ禍で経済的困窮や社会からの孤独・孤立により不安を抱える女性に対する相談支援を実施しており、相談支援の一環として、生理用品の提供も行っているところです。女性支援を行う県の男女共同参画センター「あすばる」や子育て女性就職支援センターのほか、社会福祉協議会や子ども食堂などにおいても、相談窓口の情報を掲載したチラシやカードとともに生理用品を配布しております。

就学援助の実施主体は市町村であり、援助対象の項目の追加については、各市町村で判断されるべきものと考えています。

県教育委員会としましては、引き続き、全国都道府県教育長協議会・教育委員協議会を通じて、国に対して就学援助の充実を図るよう要望してまいります。

また、現在、学校では、生理用品がない児童生徒には保健室に備えている生理用品を貸出しておりますが、小・中学校、県立学校において、家庭の事情により困窮した児童生徒には返却を求めない対応を引き続き進めてまいります。

(担当部)

人づくり・県民生活部
教育庁

(担当課)

男女共同参画推進課
体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

笠 ・ 2 9 4 5
平田 ・ 5 5 7 6
三嶋 ・ 5 5 7 8

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望57

(要望事項)
フードバンク、子ども食堂など民間の食料支援の取り組みに、助成や場所の提供などの公的な支援を行うこと。

(回答)
フードバンク活動につきましては、県のホームページ等の広報媒体により、取組の意義や活動内容等を広報周知すると共に、活動における注意事項に関するガイドラインの策定や、食品が子ども食堂等に渡るまでのプロセスを企業やフードバンク団体が把握・共有できるシステムの運用などの支援を行っております。

これらの取組に加え、令和4年度から新たに、企業等が新規に食品を提供する際の輸送に係る支援や継続的に食品を提供する企業等へのフードバンク協力証の贈呈を行っております。

子ども食堂につきましては、物価高騰により食材費、光熱費及び燃料費が増加している中での安定的な活動を支援するため、令和4年9月補正予算において、活動1日あたり1,000円を給付する「子ども食堂物価高騰対策支援金」を創設し、11月から申請を受け付けているところです。

また、市町村においても、地域・企業からの寄付や有志の方々からの持ち寄り、防災備蓄の流用など、様々な方法で食糧支援が実施されていると伺っており、県としましては、こうした取組を通じて、引き続き、生活に困窮されている方の支援を行ってまいりたいと考えております。

(担当部)
福祉労働部
環境部

(担当課)
保護・援護課
循環型社会推進課

(担当者・内線)
藤原 (内線3288)
松村 (内線3498)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 58

(要望事項)

国に対し、就学児以上の窓口無料化を行う市町村に対する予算カットのペナルティーをやめるよう求めること。県として国庫負担減額分を補てんすること。

(回答)

県としましては、子育て支援の観点から、減額調整措置の廃止が必要であると考えており、全国知事会等を通じて、国に対して要望しているところです。今後も、あらゆる機会を通じまして、引き続き国に働きかけてまいります。

(担当部)

保健医療介護部

(担当課)

医療保険課

(担当者・内線)

重松・3127

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 59

(要望事項)

視力が悪化している子どもが増えていることから、子どものメガネを就学援助の対象とし、県の補助制度を作ること。

(回答)

就学援助の実施主体は市町村であり、援助対象の項目の追加については、各市町村で判断されるべきものと考えています。

県教育委員会としましては、引き続き、全国都道府県教育長協議会・教育委員協議会を通じて、国に対して就学援助の充実を図るよう要望してまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

平田・5576

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望60

(要望事項)

- ① すべての学年で少人数学級を早急に実施し、すべての子どもたちにしっかり向き合えるだけの正規教員を大幅に増員すること。
- ② 病休代替は常勤講師を配置すること。
- ③ 教職員確保のため介護休暇取得後に、休職制度を創設すること。

(回答)

- ① 国において、小学校の学級編制を令和3年度から5年かけて段階的に35人まで引き下げる政府予算案が示され、来年度は従来の小学1～3年生に加え、小学4年生が35人で編制されることとなります。
また、本県では、市町村が配当された定数を有効活用し、あるいは独自に講師を雇用するなどの方法で少人数による学級編制ができるよう、弾力的な制度の運用を図っているところです。今後もその判断を尊重してまいりたいと考えております。
- ② 病休代替については、病気休暇期間が二週間以上に及ぶ場合は、非常勤講師の配置を行っており、平成29年度から中学校については、その配当授業時数を拡大しております。
また、学校の実情等に応じて特に必要な場合には常勤講師の措置をしております。今後も、病気休暇者の代替措置については検討してまいりたいと考えております。
- ③ 介護休暇制度については、「家族看護欠勤」として取り扱われていたものを国等に準じて平成10年4月1日から新たに導入された無給の休暇制度です。
職員の休暇・休業制度の拡充につきましては、国や他都道府県との均衡を考慮する必要がありますので、今後もこれらの動向を踏まえながら、適宜見直しを図ります。

(担当部)
教育庁

(担当課)
教職員課

(担当者・内線)
井原(5448)
永田(5445)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望61

(要望事項)

学校統廃合路線を見直し、小規模校のよさを生かす支援を強めること。また、「小中一貫校」の現状を検証し、5・6年生の成長を保障する「6・3制」の良さを生かせる支援を強めること。

(回答)

小中一貫教育を導入した学校においては、規範意識や自尊感情などの非認知的能力や、地域貢献への意識が高まったこと、授業スタイルが小学校から中学校へ緩やかに移行することによって中1ギャップが減少したことなどの成果が報告されています。

今後も、市町村教育委員会が「6・3制」、「小中一貫教育」、それぞれの良さを自ら判断し選択できるよう、必要に応じて情報提供を行ってまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

義務教育課

(担当者・内線)

笹渕・5516

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望62①

(要望事項)

競争的な教育のゆがみを生んでいる「全国・学力学習状況調査」は抽出で行うこととするよう国に求めること。子どもたちが連帯して助け合いながら、自分たちの人間性と知的能力をともに伸ばす方向に転換すること。また、県独自の「学力テスト」を中止すること。

(回答)

全国・学力学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的として行われております。

今後も、各市町村や各学校が児童生徒の実態を把握してきめ細かな指導につなげていくためにも、悉皆による全国学力・学習状況調査の有効活用に努めてまいります。

また、小学校5年生、中学校1年生、2年生での福岡県学力調査実施により、児童生徒の学力の推移を把握・分析し、各市町村や各学校が、それぞれの取組の検証や改善を図り、本県児童生徒の確かな学力の育成に努めてまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

義務教育課

(担当者・内線)

中島・5516

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 62②

(要望事項)

体力テストについては、平均を上げるための異常な取り組みにならないよう指導すること。体力テストのために、本来の体を動かしスポーツを楽しむ時間が削られることのないようにすること。

(回答)

体力テストを行う主な目的は、学校における体育・健康に関する指導の改善に役立てることです。

このことから、各学校では、体力合計点平均値に一喜一憂することなく、体力テスト結果を分析した上で、体育・スポーツ活動において個に応じた指導方法の工夫改善に生かすことが重要であることを各種研修会等において指導しております。

また、運動・スポーツへの動機付けや運動の習慣化を図ることを目的として、体力向上総合推進事業を実施し、体力向上の取組を計画的かつ継続的に実施するよう指導しております。

(担当部)

教育庁

(担当課)

体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

門司・5578

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望63①

(要望事項)

文部科学省は2021年9月、障害のある子どもが通う特別支援学校の設置基準を初めて制定した。学級の上限人数や校舎面積、備えるべき施設などの設置基準は2023年4月1日から施行される。福岡県は現在、新たに3校を開設する予定であるが、文部科学省の設置基準にてらして特別支援学校を充実させること。既存の特別支援学校についても新たな設置基準を順守できるよう施設整備を行うこと。

(回答)

県立特別支援学校におきましては、校舎面積、備えるべき施設など、特別支援学校設置基準に照らして整備に努めてまいります。

(担当部)
教育庁

(担当課)
施設課

(担当者・内線)
米屋・5478

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望63②

(要望事項)
国に対し、特別支援学校の建設費補助金を現行の2分の1から3分の2にするよう要請すること。また、学校建設にPFI手法の導入をやめるよう国に求めること。

(回答)
県教育委員会では、地方公共団体の施設整備事業が計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるよう十分な予算を早期に確保するため、夏に直接文部科学省に要望を行っております。今後も、この要望活動を継続し、国に働きかけを行ってまいります。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(いわゆるPFI法)の施行に伴い、本県においても極めて厳しい財政状況の中、PFIの導入を積極的に検討するため、平成29年4月1日から「福岡県PPP/PFI導入検討基本方針」を施行し、総事業費が10億円以上の公共施設整備事業については従来手法に優先してPFI手法を検討することとしています。学校建設においても、PFI法の趣旨や本県の導入検討基本方針に則り、対象となる事業についてはPFIの導入について検討が必要であると考えています。

(担当部)
教育庁

(担当課)
施設課

(担当者・内線)
堀内・5473

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望63③㊦

(要望事項)

通級指導教室の条件整備を抜本的に強化すること。

国により基礎定数化が図られているが、1人の教員で何十人もの子どもを指導する事態は解消されていない。市町村からの要望に応え、教室を充実すること。

(回答)

各市町村からの要望に基づき、国の定数を活用して配置しているところです。今後も、通級指導に対するニーズの高まりに対応していくため、引き続き国に対して要望してまいります。

(担当部)
教育庁

(担当課)
教職員課

(担当者・内線)
井原(5448)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望63③①

(要望事項)

すべての学校に教室が設置されているわけではないため、送り迎えの条件がなければ、希望しても教室に通わせることができない。子どもの送迎のために仕事をやめざるをえない保護者もでている。設置校を増やすとともに、巡回型による通級指導の実態を明らかにするとともに、さらなる充実をおこない、行政の責任で学びを保障すること。

(回答)

通級指導教室は、小中学校の設置者である市町村教育委員会の判断で設置するものであり、市町村の主体的な判断を尊重しつつ、必要な情報を提供しています。

他校通級と比較すると、近年、教員巡回型による通級指導は増加傾向にあり、保護者負担の軽減にもつながっていると考えます。

今後も、県教育委員会としては、市町村教育委員会に対し、教員巡回型による通級指導の形態及び利点や留意点等について周知し、保護者負担の軽減や各地域の実態等を踏まえた適切な通級指導の実施を促してまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

特別支援教育課

(担当者・内線)

平川・5544

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望63③㊦

(要望事項)

2018年度から始まった高校の通級指導教室については、小中学校と連携し、周知を行うこと。現在の生徒数を明らかにするとともに、国に対し、十分な人的配置を求めること。私学の生徒についても、受け入れを検討すること。

(回答)

高校の通級指導教室については、通級による指導を実施する拠点校や指導の時間、主な指導内容等を、市町村教育委員会を通じて小中学校に周知を行っています。また、高校通級リーフレットを作成し、市町村教育委員会を通じて全ての中学校等に配布するとともに、ホームページにもアップするなど、引き続き周知に努めております。今後は、通級による指導を希望する生徒の教育的ニーズを適切に把握するとともに、指導教員の資質の向上や指導内容の確立、実施体制の整備等の諸課題に取り組んでまいります。

なお、令和4年度は県立高等学校30校から82名の対象生徒が4つの拠点校で指導を受けています。

高校の通級指導教室に係る人的配置につきましては、国からの加配定数を活用しつつ、特別支援教育に関する専門性を持った教員を積極的に配置するなどして、教育条件の整備に努めてまいります。また、今後とも国に対して、引き続き要望を行ってまいります。

この通級指導教室は、私立高校の生徒は対象となっていませんが、私立高校に進学する生徒について、中学校から高等学校への適切な引継ぎが行われるよう、引き続き市町村教育委員会を通じて促してまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

特別支援教育課
教職員課

(担当者・内線)

久保・5544
許斐・5450

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望63④

(要望事項)

特別な支援を必要とする子どもを受け入れている私学幼稚園、高校に対する支援の実績を明らかにするとともに、補助金の増額など必要な支援を抜本的に充実させること。

(回答)

県では、私立学校における特別支援教育への取組を支援するため、私立高等学校や私立幼稚園に対し、経常費補助において加算を行っています。

今後とも、私立学校が特別支援教育などの特色ある教育、魅力ある学校づくりを着実に推進できるよう効果的な助成を行ってまいります。

※ 経常費補助金 特別支援教育に係る加算

○幼稚園

障がいのある園児が5月1日現在又は10月1日現在において1人以上就園している幼稚園に対し補助・・・784千円/人 (R3実績 944人)

○高等学校

校内委員会の設置・・・75千円/校 (R3実績 26校)

特別支援教育コーディネーターの配置・・・75千円/校 (R3実績 18校)

特別支援教育に従事する専任教職員の配置・・・2,000千円/人 (R3実績 0人)

特別支援教育支援員の配置・・・1,000千円/校 (R3実績 1校)

障がいのある生徒に適応した教育環境の整備・・・95千円/人 (R3実績 56人)

(担当部)

人づくり・県民生活部

(担当課)

私学振興課

(担当者・内線)

令官・2893

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望64

(要望事項)

文科省は各都道府県と政令指定都市に1校以上の公立夜間中学の設置を促しており、福岡市は2022年度に公立夜間中学を設置した。県立の夜間中学をつくることを視野に検討を行うこと。不登校や外国籍の方など様々な教育ニーズを調査し、県内に少なくとも3か所の夜間中学を設置すること。

(回答)

夜間中学の設置は、各市町村におけるニーズに基づく主体的な判断によるものと考えておりますが、今後とも、各市町村において設置に向けた検討が促進されるよう、様々な機会をとらえて情報提供を行ってまいります。また、設置を具体的に検討する市町村から相談があった場合は、効果的な就学ニーズの把握の方法や設置・運営上の工夫について助言するなど、当該市町村と密に連携、協議してまいります。

(担当部)

教育庁

(担当課)

義務教育課

(担当者・内線)

相浦・5526

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 65

(要望事項)

ジェンダー平等、リプロダクティブヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に基づく科学的な性教育、互いを尊重しあう人間関係を築くための考え方やスキルを身につけることについて、現行の学習指導要領では不十分である。ユネスコの国際的セクシュアリティガイダンスに示された包括的な性教育を取り入れること。

(回答)

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、体育科・保健体育科の授業はもとより、道徳科や特別活動等において、科学的知識、命の大切さ、男女の相互理解等について、生徒の実態や発達段階に応じて保護者との連携を図りながら、計画的・系統的に実施しています。

また、平成29年度から実施している性に関する指導推進事業において、大学教授や医師等で組織する委員会を設置し、学校における性に関する指導を実施する上での課題やその解決策等について協議するとともに協議内容を各学校等に提供しています。

(担当部)

教育庁

(担当課)

体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

門司・5578

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望66

(要望事項)

文部科学省が全国の国公私立の小中高校などに出した、同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティ(LGBT)の子供について配慮を求めた通知について、教職員や子どもが理解を進めるよう支援すること。

(回答)

県では、文部科学省からの通知を受け、平成27年5月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について(依頼)」、平成28年4月に「『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)』について(依頼)」を各県立学校長、各市町村教育委員会教育長、各私立学校長あてに発出し、性的少数者に対する教職員の理解促進、当該児童生徒への支援及び相談体制の充実等を依頼しております。

また、各種研修会等において教職員の理解を深めるとともに、人権教育指導者向け学習資料「KARAFULL」に性的少数者に関する記事を掲載し、県教育委員会のホームページで公開しています。併せて、関係する視聴覚教材もホームページで紹介し、無償で貸出しをしています。

さらに、県教育委員会では、平成30年3月に各学校に配布した人権教育学習教材集「あおぞら2」に性的少数者の人権課題に係る教材を掲載し、児童生徒の理解を深めるために活用促進を図っており、私立小・中・高等学校等に対しては、各学校において職員研修や教材研究の資料等に活用できるよう、平成30年に、性の多様性について正しい理解と認識を深めるためのガイドブックを送付するとともに、私学協会が実施している性的マイノリティを含めた人権・同和研修に対し、助成を行っております。

今後も性的少数者を含む様々な人権課題に関する研修、指導内容・指導方法に関する研究、学習教材・学習資料の作成等の事業を通じて、教職員、児童生徒、保護者が学ぶ機会の充実、支援に努めてまいります。

(担当部)

人づくり・県民生活部
教育庁

(担当課)

私学振興課
人権・同和教育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

高橋 ・ 2 8 8 8
松本 ・ 5 5 5 5
濱田 ・ 5 5 0 4
笹渕 ・ 5 5 1 6
原口 ・ 5 5 4 3
藤崎 ・ 5 5 8 0

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望67

(要望事項)

不登校の割合がこの間再び急増し、2012年から2020年の10年間で1.9倍となり、過去最高を記録した。学校が子どもにとって息苦しい場所となっていることを示している。子どもたちの学ぶ権利を保障する立場から、すでに直接支援を行っているフリースクールやフリースペースなど学校以外のさまざまな学びの場所に対し、公的支援を拡充すること。不登校の生徒を支援するため、通常の学校と同じ学習を受けられる「不登校特例校」を設置すること。

(回答)

不登校の子どもたちに多様な教育機会を提供するフリースクールの活動は、不登校の子どもたちの学校への復帰や社会的な自立を図っていく上で重要であることから、県では、フリースクールの運営経費の一部助成を行っております。今後も、フリースクールへの助成を通じ、不登校の子どもたちの状況に応じた学習機会の提供が継続できるよう支援してまいります。

また、不登校児童生徒に対する支援については、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを継続しつつ、多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指すことが重要であると考え、県教育委員会では、昨年度、「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定しました。

具体的には、ICTを活用した教育相談や学習支援、教育支援センターの機能強化や訪問活動による家庭支援の充実を進めております。

また、フリースクールと学校・教育委員会との連携を強化するため、フリースクール関係者も参加する「福岡県不登校児童生徒支援会議」を立ち上げたほか、各地域でのネットワークの構築も進めております。

県教育委員会としましては、まずは各市町村において、このような取組が広がるよう促していくこととしておりますが、各地域のニーズを踏まえて、不登校特例校の設置を検討する市町村があった場合には、相談に応じてまいりたいと考えています。

(担当部)

人づくり・県民生活部
教育庁

(担当課)

私学振興課
義務教育課

(担当者・内線)

大安・2883
柴田・5516

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 68

(要望事項)

学校給食のパンからグリホサート残留農薬が検出されている。学校給食の地産地消をすすめる観点から、県産小麦の使用、米飯を増やすこと、米粉パンの普及などを更に進めること。

(回答)

○ 米飯を増やすことについて

学校給食における食品構成は、多様な食品を適切に組み合わせて、児童生徒が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすることとされています(令和3年2月12日付文部科学省初等中等教育局長通知)。この考え方の下、主食については、給食を実施する市町村等の判断により、米飯のみならず、パン、うどん、中華めんなどが選択されています。

なお、平成30年5月時点における全国の週当たり米飯給食平均実施回数は週3.5回と平成28年と比べて0.1回増加しており、本県においても同様の傾向にあります。

○ 学校給食用パンについて

県内の学校給食で使用するパン用の小麦粉については、(公財)福岡県学校給食会が調達しています。

パン用小麦粉の原料は、安定的に供給を受けることができる輸入小麦を使用していますが、国が行う残留農薬検査において食品衛生法の基準に適合しているものを使用しています。

なお、(公財)福岡県学校給食会では、使用小麦の50%が福岡県産である「県産麦50%パン」や、福岡県産米「ヒノヒカリ」70%と福岡県産小麦「ミナミノカオリ」を30%の割合で配合した米粉を主原料とした「米粉パン」を開発し、県内の学校に提供しています。

(担当部)

教育庁

(担当課)

体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

平田・5576

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望69

(要望事項)

コロナ禍、保育所とともに必要不可欠とされた学童保育について、指導員の処遇改善や運営に対する支援を求める。

①「放課後児童健全育成事業(学童保育)」の充実に向けて「最低基準の改善」や「補助単価の更なる引き上げ」を国に求めること。子どもの安全確保、情緒の安定、感染対策の観点からも、大規模学童保育を解消すると同時に、「概ね40人以下」とされている1支援単位の定員を大幅に改善し、指導員を専任・正規で複数配置できるよう財政措置を行うこと。

②障がい児など配慮を要する児童受け入れに対する財政措置は1人以上を対象とし、増額を行うこと。

③保護者の負担軽減に向けた予算確保および「放課後児童クラブ利用料減免制度」の拡充を行うこと。全国一律の制度として利用料無償化制度の創設を国に求めること。

④指導員の資格取得や資質向上研修については、代替体制経費や資格取得・研修経費を確保し、全指導員に機会を与えること。放課後児童健全育成事業を周知し、十分な活用をはかるとともに、制度の拡充をはかること。

(回答)

①国に対しては、本県や全国知事会等から、放課後児童クラブの待機児童の解消に資する施設整備のための補助率の引き上げ、放課後児童クラブの安定的な運営と職員の処遇改善に向けた運営費補助単価の拡充及び補助率引き上げを要望しています。

放課後児童クラブは、国の定める基準を参酌して市町村が定める条例により一つの支援の単位を構成する児童の数は概ね40人以下、支援の単位ごとに配置する職員の数には2名以上とされており、県としては、児童への適切な配慮や安全確保を図る観点から、市町村が条例で定めている基準に沿って運用されることが望ましいと考えています。

このため、市町村の実状に応じ、空き教室を利用した臨時クラブの開設や施設整備の前倒しなどについて、県から市町村に対し取組を促すとともに必要な助成を行っているところです。

②県においては、放課後児童クラブが障がい児を3人以上受け入れる場合に、放課後児童支援員等をさらに1人配置するための補助を実施しています。さらに、令和4年度からは、障がい児を6人以上8人以下受け入れる場合は、2人を加配、9人以上受け入れる場合は3人を加配できるように、補助内容を拡充しています。県としては、障がいの程度に応じて受け入れ人数の要件を見直すように、制度のさらなる拡充を国に要望しています。

③保護者の負担軽減については、16大都道府県児童福祉主管課長会議を通じ、2022年9月に、全国統一の制度としての利用料無償化制度の創設を国に要望しています。

県では、市町村に対し、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯に対する利用料の減免に必要な経費を県単独で助成しており、利用料減免を実施していない市町村に対しては、県から市町村に直接出向き、取組を促しています。

④県では、放課後児童クラブの運営に負担が生じることがないように、支援員が研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等の経費を放課後児童健全育成事業の補助対象としており、市町村がこれらの制度を十分に活用するよう助言を行っているところです。

今後とも、市町村担当者説明会等で制度を周知し、指導員の処遇改善、運営に対する支援の充実に努めてまいります。

(担当部) 人づくり・県民生活部	(担当課) 青少年育成課	(担当者・内線) 武田・2932
---------------------	-----------------	---------------------

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望70①②③④

(要望事項)

県内のすべての子どもに、就学前に必要な教育・保育を等しく保障するために、以下のことを要望する。

- ① 待機児童を解消するため、認可保育所を増設すること。
- ② 年収360万円以上の世帯では副食費の実費徴収が始まっているが、秋田県のように市町村を助成し、完全無償化を実現すること。
- ③ 県内の届出保育施設388施設のうち、160施設が指導監督基準を満たしていないが、県として引き続き基準を満たすよう支援するとともに、認可保育所に移行できるようにすること。
- ④ 保育士の月収が全産業の平均より低い劣悪な待遇を、直ちに改善すること。公定価格を抜本的に引き上げるよう国に要望すること。

(回答)

- ① 県では、令和3年度から、待機児童解消に向けて、待機児童発生率が高い市町村等に対し待機児童対策推進アドバイザーを派遣するとともに、多様な保育の受け皿整備を行う事業者に対し補助を実施する等により、重点的・効果的に保育の受け皿整備を進めてまいりました。
今後も、待機児童解消に向け、市町村と連携しながら認可保育所等の受け皿整備を進めてまいります。
- ② 副食費については、子ども・子育て支援新制度の開始以前より、基本的に実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化の対象とはなっておりません。保育料自体が無償化されることで、保護者の負担は全体として軽減されておりますので、県として、独自の軽減制度を設ける考えはありません。
- ③ 県は、届出保育施設に対して、原則年1回の立入調査を行っており、その際、指導監督基準を満たさない施設に対しては、基準に沿って改善指導を行っております。
また、令和3年度からは、基準適合に向けた知識・技能の修得のためのセミナーの開催や専門的知見を有する「巡回支援員」を施設に派遣することにより、基準適合施設の増加に向け、支援を行っているところです。
また、認可への移行が見込まれる届出保育施設に対しては、移行のための施設整備への補助、また規模に応じた運営費の補助を市町村と一緒にしています。
- ④ 保育士の賃金に関しては、平成29年度から、国により技能・経験に着目した加算制度が導入され、平均年収も平成28年の327万円から、令和3年には382

万円と約17%上昇しております。

保育士の処遇改善を確実に進めるには、国が定める公定価格の改善が不可欠であり、県としては、引き続き、国に対し、運営費の改善を要望してまいります。

(担当部)	(担当課)	(担当者・内線)
福祉労働部	子育て支援課	宗・3234 永瀬・3228 宮本・3238

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望70⑤

(要望事項)

私立幼稚園の経営安定、教育条件改善のため、経常費補助の増額を行うとともに、教師一人あたりのクラス人数を減らし、ゆき届いた教育になるようにすること。

(回答)

県では、私立幼稚園に対して、教育条件の維持・向上や保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、経常費補助金について、毎年、国への要望も行いながら、園児一人当たりの補助単価を増額し、助成の充実に努めているところで

す。
また、経常費補助金は、各幼稚園の園児数に対する教員数の充実状況や学級の数に応じて交付しております。

今後とも、私立幼稚園の経営の健全性を高め、教育条件の向上のための取組を支援してまいります。

(担当部)

人づくり・県民生活部

(担当課)

私学振興課

(担当者・内線)

令官・2893

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望71

(要望事項)

タブレットは義務教育段階では無償となっているが、破損時の修理代や自宅で使う場合の通信費は様々となっていることから、保護者負担を生まないようにすること。タブレットや通信環境の更新費用の負担を国に求めること。

(回答)

「GIGAスクール構想」の取組により各学校のICT環境の整備が進んだところですが、今後の対面指導とオンライン・遠隔教育のハイブリッドによる新しい学び方の実現を見据えると、整備したICT環境を維持・充実させていくことが必要です。

そのため、自宅で使う場合の通信費等のICTの活用に必要な費用及び端末や校内LAN等の機器・設備の更新に必要な費用について財政措置を講じるよう、全国都道府県教育長協議会等を通じ国に対して要望しているところです。

なお、昨年10月、タブレット端末の故障時の費用負担について、県内市町村に調査したところ、故意・重大な過失を除く災害・不慮の事故において、全ての市町村が自治体で負担するとの回答がありました。今後も実態把握に努めたいと考えております。

(担当部)

教育庁

(担当課)

義務教育課
施設課

(担当者・内線)

相浦・5526
中尾・5475

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望72

(要望事項)

授業の質は、教員自身の深い教材研究や、子どもどうしや子どもたちと教員との生きたやりとりで向上するものであり、ICTはその補助に過ぎない。タブレット使用が自己目的化しないようにするとともに、どう使うかは個々の教員にゆだねること。

(回答)

日々の授業は、教員の丁寧な教材研究による準備と、教員と子どもや子ども同士の学習活動によって進められています。ICTは、その活用により効果があるものであり、授業の各場面において使用する道具(ツール)に過ぎず、使用すること自体は目的ではありません。

また、ICTの活用については、教員に対して、効果的な授業実践の共有やICTを効果的に活用するための研修を実施しています。

なお、それぞれの教員がこれまでの授業実践を振り返り、魅力ある授業の展開のために、ICTとの最適な組合せを考え、それぞれの授業場面において、タブレット等のICTを活用しているところです。

(担当部)
教育庁

(担当課)
高校教育課
義務教育課

(担当者・内線)
橋本・5508
笹渕・5516

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望73

(要望事項)

コロナ対策に加えICT導入の実務まで教員の負担となれば、教員の多忙化はますます深刻化する。国はICT支援員を4校に1人配置するとしているが、各学校に1人配置できるよう、財政措置の拡充を国に要望すること。

(回答)

各学校でICTを十分に活用していくことができるよう、ICT支援員の配置に係る継続的な支援と配置基準の拡充について、国庫補助による支援を含め、国に対し要望してまいります。

(担当部)
教育庁

(担当課)
高校教育課

(担当者・内線)
橋本・5508

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望 74

(要望事項)

多くの専門家が ICT によるネット依存症などの健康被害を指摘している。ICT の使用によって、深く考えることが阻害されると指摘する研究者も少なくない。ICT 活用と人間の発達、健康への影響を把握し、適切な活用をはかること。

(回答)

近年、学校や家庭において ICT 機器の使用機会が広がっていることを踏まえ、タブレット等を使うときの留意点を示したリーフレットを配布するなど、児童生徒の健康への配慮を促しているところです。

(担当部)

教育庁

(担当課)

体育スポーツ健康課

(担当者・内線)

平田・5576

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望75

(要望事項)

文部科学省は、「教育データの蓄積、分析、利活用」を強調しています。子どもの属性、家庭状況、学習評価、行動記録、保健、学習履歴データなどを、教育ビッグデータとして蓄積しないようにすること。仮に蓄積する場合は、生徒が高校を卒業する際に消去すること。

(回答)

文部科学省が令和2年6月に設置した、「教育データの利活用に関する有識者会議」において、児童生徒1人1台端末環境の実現に向けた取組が進められる中、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの力を最大限に引き出すことに資するよう、教育データの効果的な利活用を促進するために必要な方策について具体的な検討を行うこととされています。

その会議において、教育データの標準化、学習履歴（スタディ・ログ）の利活用、教育ビッグデータの効果的な分析・利活用などについての議論が進められているところであり、県教育委員会としては、議論の動向を注視してまいりたいと考えています。

(担当部)
教育庁

(担当課)
高校教育課
義務教育課

(担当者・内線)
橋本・5508
笹淵・5516

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望76

(要望事項)

本県における2030年までの温室効果ガスの削減目標を思い切って引き上げ、2030年までに50%~60%とすること。

(回答)

国は、令和3年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目標に掲げました。

本県でも、令和4年3月に改定した「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」において、国と歩調を合わせて取り組むこととしており、国の目標に合わせ、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標に掲げています。

この目標を達成するためには、洋上風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進、水素エネルギーの利活用、電気自動車の普及、家庭や事業所における省エネ設備の導入など、様々な分野で取り組みを一層強化していく必要があります。

まずは、この実行計画を着実に推進することにより、この目標の達成を一日も早く図ってまいります。

(担当部)

環境部

(担当課)

環境保全課

(担当者・内線)

西川・3419

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望77

(要望事項)

福岡県地球温暖化対策実行計画における、県内4つの地域それぞれの削減目標と計画を明らかにするとともに、目標を引き上げること。目標達成のための支援を行うこと。

(回答)

地球温暖化対策を効果的に進めるためには、地域特性を正しく捉え、その特性や現状を踏まえた対策を重点的に推進していく必要があり、地域の脱炭素化に主体的に取り組む基礎自治体の市町村としっかりと連携を図ることが重要です。

本県では、令和4年3月に改定した「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」において、各地域(北九州、福岡、筑後、筑豊)の特性や現状、主な対策を提示することで、地域別の施策の方向性を市町村と共有し、市町村それぞれの実状に応じた施策の充実強化を図っています。

さらに、市町村における地球温暖化対策の推進や地方公共団体実行計画の策定・改定を支援し、地域に密着した温暖化対策の推進を図っています。

なお、県では、各種統計データや本県独自のアンケート調査等をもとに「温室効果ガス排出量」を推計しておりますが、地域ごとの数値が存在しない基礎データも多いため、各地域の「温室効果ガス排出量」の推計や削減目標の設定を行うことは困難です。

(担当部)

環境部

(担当課)

環境保全課

(担当者・内線)

西川・3419

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望78

(要望事項)

大規模事業所におけるCO2削減の働きかけの結果を明らかにするとともに、CO2削減を重ねて要望すること。

(回答)

大規模事業所も含む産業界では、1997年に自主行動計画を策定して排出削減に取り組み、これまで高い成果を上げてきました。

自主行動計画の終了後の2013年にとりまとめられた低炭素社会実行計画においても、多くの業種において経済性を維持しながら順調に温室効果ガスが削減されており、産業部門の二酸化炭素排出量は、2013年度39,807万トンから2019年度35,486万トンと約10.9%減少しており、2020年3月の「国が決定する貢献(NDC)」における産業部門の2030年削減目標6.5%を上回っています。

国では、これらの実績に加え、このような自主的手法が各主体の創意工夫による優れた対策の選択や、高い目標へ取り組む誘因につながることから、引き続き事業者による自主的取組を進めることとしており、本県も国と同様に自主的取組が効果的と考えています。

なお、中小企業について、本県では省エネ・省資源に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、県の競争入札参加資格における加点を行っており、約2,500の事業所に登録いただいています。

また、登録事業所から取組の結果を報告していただき、「電気使用量の削減」や「自動車燃料使用量の削減」などで模範となる事業所の表彰も行っております。

そのほか、「脱炭素に関するセミナーの開催」、「現地に専門家を派遣して助言提案を行う省エネ診断」、「省エネ診断を実施した事業者が導入する、LED照明等の省エネ設備の経費補助」などの支援を行っております。

(担当部)

環境部

(担当課)

環境保全課

(担当者・内線)

西川・3419

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望79

(要望事項)

福岡県は再生可能エネルギー発電設備累積導入容量の目標を2026年までに405万kWとしており、2021年の導入容量は299万kWと当初の予定を上回った。

本県における年間の電力使用量や1日あたりの最大電力使用量を明らかにするとともに、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を促進し、2030年までに電力の50%を再生可能エネルギーでまかなうこと。

(回答)

国(経済産業省 資源エネルギー庁)の都道府県別エネルギー消費統計によると、本県の年間電力使用量は3,025,100万kWh(2020年度暫定値)となっております。

国は2021年10月に策定した第6次エネルギー基本計画の中で、2030年度におけるエネルギー需給の見通しとして、再生可能エネルギーの導入については、これまでの見通しから大幅に引き上げております。

県では、2022年3月に策定した総合計画において、国の新たな需給見通しを踏まえ、2026年度の目標値を2020年度の導入容量(269万kW)の約1.5倍(405万kW)に設定しております。

今後も事業者、県民、市町村、大学・研究機関などと連携、協力しながら、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの更なる導入促進に取り組んでまいります。

(担当部)

企画・地域振興部

(担当課)

総合政策課エネルギー政策室

(担当者・内線)

石見・2792

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望80

(要望事項)

「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度に、原発で発電量の20%~22%をまかなうとしている。現在の原発による発電量は全体の6%程度であり、政府の「基本計画」では原発の再稼働が避けられないということは以前からわが党として言及してきたが、岸田政権が今年の8月のGX会議で、ついに原発政策の方針を大転換し、再稼働だけでなく、歴代政権でも踏み込まなかった「新增設」や「運転延長」を進めようとしていることが示された。再生可能エネルギーをすすめる本県として、原発に頼ることを前提とした政府のエネルギー基本計画に反対すること。

(回答)

電力は、広く県民生活を支えるとともに、厳しい国際競争を戦っている県内企業をはじめ、経済活動の基盤であることから、低廉で環境に優しい電力を安定的に供給していくことが必要不可欠です。

県としましては、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入等を進めつつ、原子力への依存度を可能な限り低減させていくべきと考えておりますが、現在のエネルギー需給状況の下では、安全性の確保を大前提に、当面、原子力発電に向き合っていかなければならないと考えております。

県では、国に対し、政策提言や全国知事会などを通して安価で安定的なエネルギーの需給構造の実現に向けた取組を強化するよう働きかけております。

(担当部)

企画・地域振興部

(担当課)

総合政策課
エネルギー政策室

(担当者・内線)

石見・2792

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望81

(要望事項)

佐賀県の玄海原発は、この4年あまりで8件もの火災や建築作業員の事故などが起きている。また、2021年度中に半径50キロ圏内で発生した地震の観測結果によれば、小規模なものを含め計410回発生している。(新聞より)九州電力は今後注視をしていくと見解をのべているが、大きな地震がいつ発生するかわからないという危険性をはらんでいる。また、新しい規制基準は他国と比べて世界一安全とは到底言えない。玄海原発で事故が起こった場合、現在の避難計画は避難時間、道路状況、避難困難者の対策も含め実効性のある避難計画になっておらず、安全が担保されない。

福岡県として玄海原発の稼働を中止し廃炉を求めること。

(回答)

原子力発電所の稼働については、その安全性について、国と電力事業者が、責任をもって確認・確保した上で、国民に対し、十分な説明を行って理解を得ていく必要があると考えています。

(担当部)

総務部

(担当課)

防災危機管理局防災企画課

(担当者・内線)

福澤 毅 (内2487)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望82

(要望事項)

自然エネルギーを推進している本県として、九州電力と国に対し、再エネ優先接続、優先給電と広域連係への転換を強く求めること。

(回答)

電力は、県民生活及び経済活動の基盤であることから、低廉で環境に優しい電力を安定的に供給していくことが必要不可欠であります。

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内生産が可能で、国際情勢に左右されにくいといった利点がある一方で、天候に左右されやすいといった出力の不安定性、変動する出力を調整するための調整電源の必要性、さらには大量導入には送電網を増強することが必要であるといった課題があります。

電力の需要と供給のバランスが崩れると広域で停電する可能性があることから、再生可能エネルギーの導入促進に当たり、発電量が需要を上回る場合に、電力会社には出力制御が認められているところです。

原子力は、発電量を短時間に調整することが難しく、出力の調整が比較的容易な火力のように、再生可能エネルギーの調整電源とすることは、難しい状況にあります。

このため、国におきましては、原子力発電に先行して太陽光発電や風力発電の出力制御を実施する優先給電ルールを定めているものと考えております。

なお、出力制御については平成30年10月の開始以降、出力制御量の低減に向け、制御量の予測精度の向上など、運用方法の見直しが行われてきております。

また、電力の広域的融通に不可欠な地域間連系線の活用について、国が本年度中に「広域連系システムのマスタープラン」を策定予定ですが、その中間整理において、九州～中国ルート増強案については早期に整備計画の具体化について検討を進めていくとされたところであり、県においては、今後とも国に対し、系統制約の解消に向け、この整備計画の早期具体化について働きかけを行ってまいります。

(担当部)

企画・地域振興部

(担当課)

総合政策課エネルギー政策室

(担当者・内線)

石見・2792

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望83

(要望事項)

メガソーラーや風力発電などの建設が、災害発生や環境破壊につながることはないよう、住民の生命や財産、住環境を守る立場からの法の整備や規制強化(土砂災害特別警戒区域の林地開発等)を国に働きかけ、県独自の条例を制定すること。

(回答)

県では、大規模太陽光発電施設建設について、平成27年度から令和元年度において、九州地方知事会を通じて、林地開発における基準や関係法令を整備することについて関係府省等に対し提言を行ってまいりました。

その結果、国は、森林法に基づく林地開発行為に対する審査を適正かつ円滑に行うため、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則」(令和元年12月24日付、林野庁長官通知)を定め、防災施設の設置や森林の残地・造成などの基準を示したところです。また、法令の改正等により、太陽光発電施設の設置については、規制が強化されています。具体的には、住民説明会の実施等の努力義務や許可対象面積を1.0haから0.5haへ引き下げるなど規制強化が図られているところです。

林地開発に係る審査については、これら森林法に加え、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域など、他法令による土地利用の規制状況も確認し、必要に応じ関係部局と打合せを行ったうえで審査を行っていることから、新たな条例の制定は必要ないと考えています。

なお、一定規模の太陽光発電事業については、令和2年4月から環境影響評価法の対象とされ、本県においても同年7月から環境影響評価条例の対象としております。また、一定規模の風力発電事業については、平成24年10月から環境影響評価法の対象とされ、本県においても平成25年10月から環境影響評価条例の対象としております。

今後とも、国や市町村、業界団体等と連携しながら、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。

(担当部)

環境部

農林水産部

(担当課)

自然環境課

農山漁村振興課

(担当者・内線)

野田 晃広(内3473)

後藤 正光(内3874)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望84

(要望事項)

再生可能エネルギー普及のための支援は、「大規模集中型」の発電よりも、「小規模分散型」の発電を重視し、地域経済の好循環につなげること。

具体的には、地域固有の資源を活かし、地域で取組みが可能な小水力発電やバイオマス発電などの開発・普及を支援し、第1次産業、第2次産業の分野で幅広い関連産業の力を引き出す事業の振興をはかること。

(回答)

総合計画において、「脱炭素化の推進と産業の育成」を施策目標に掲げ、脱炭素化に資する産業の振興や気候変動の影響への適応、温室効果ガスの排出削減と吸収源対策の推進に取り組んでおります。

県では、エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村、事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進しています。

今後も、市町村や民間事業者等と協力しながら、地域の特性を活かした多様なエネルギーの導入促進やエネルギー関連産業の育成・集積に取り組んでまいります。

(担当部)

企画・地域振興部

(担当課)

総合政策課
エネルギー政策室

(担当者・内線)

平野・2797

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望85

(要望事項)

中小企業にとって、脱炭素の取り組みは光熱費・燃料費削減などのコスト面だけでなく、新しい技術の開発や売り上げの拡大といった事業の成長につながる。中小企業や農林漁業を対象に、省エネおよび再エネ導入を支援するための制度を抜本的に拡充すること。

※昨年度の要望：省エネのための投資を支援する無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。

(回答)

再生可能エネルギーの普及のため、再生可能エネルギー導入支援システムにより、日照時間や風況などの適地に関する情報提供を行うほか、再生可能エネルギーの導入を検討する民間事業者へのアドバイザー派遣を行っております。

あわせて、中小企業者における省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入等に対する資金供給を円滑化するため、長期・低利融資を運用しております。

農林水産業では、ハウスの保温性を高める二重カーテンや温度を均一にする循環扇といった機器の導入を支援することで、省エネルギー化の取組を推進しています。また、令和4年6月補正予算において、加温栽培を行うハウス農家に対し、株元を加温するク라운温度制御装置などの新たな省エネ機械・資材の導入に加え、船底清掃による漁船の燃費向上に必要な船体巻揚施設の整備を支援しています。

また、今年度から、新たに、現地に専門家を派遣して助言や提案を行う省エネ診断を受診した中小企業等に対し、省エネ効果が期待できる空調、給湯設備などの更新やLED照明の導入等を行う際に、その経費の一部を補助しています。

このような取組により、中小企業等の脱炭素に向けた取組をいっそう支援してまいります。

(担当部)

環境部

企画・地域振興部

農林水産部

(担当課)

環境保全課

総合政策課エネルギー政策室

園芸振興課

水産振興課

(担当者・内線)

吉良・3419

田中・2793

片山・3931

佐藤・4128

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望86

(要望事項)

九州・沖縄で福岡県だけが実施していない住宅用太陽光発電への助成制度をつくること。断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光発電用パネルの設置などへの助成を行うこと。

エアコンなど省エネ型家電の買い替えに助成を行うこと。

(回答)

県では、住宅用太陽光発電について、自家消費やエネルギーの地産地消を行う分散型電源としての周知を通じて、その普及促進に取り組んでいるところです。

また、断熱・省エネルギー住宅へのリフォームについては、令和4年度より、耐震改修工事と同時に行う省エネ改修工事費への補助及び耐震性のある既存戸建て住宅における断熱改修費への補助を行っております。

あわせて、若年・子育て世帯の多世代居住の推進を目的としたリノベーション工事費補助事業の対象工事の一つとして、省エネルギー改修の支援を実施しております。

その他、省エネ性や耐久性に優れた長期優良住宅について県のHP等で周知するとともに、事業者に対する技術講習会の実施や、省エネルギー改修による効果や助成等に関する情報提供・普及啓発を実施することで、省エネルギー住宅へのリフォームを促進しています。

さらに、家庭における取組を推進するため、地球温暖化対策のポータルサイトである「ふくおかエコライフ応援サイト」において、省エネ機器への切り替えに関する情報の発信、国や自治体の脱炭素関連事業の紹介など、情報の充実を図っております。

(担当部)

企画・地域振興部
建築都市部
環境部

(担当課)

総合政策課エネルギー政策室
住宅計画課
環境保全課

(担当者・内線)

平野(2797)
竹田(4745)
吉良(3419)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望87

(要望事項)

- ① 地対財特法が2002年に終了して20年が経過した中、市町村に残る「同和行政」を完全に終結すること。差別解消に逆行する調査は行わないこと。
- ② 差別を永久に固定化することにつながる「部落差別解消推進法」の廃止を求め、参議院の附帯決議3項目を遵守すること。また、「部落差別解消推進条例」を廃止すること。
- ③ 参院の付帯決議に反する隣保館利用者への差別体験調査は、今後いっさい行わないこと。今年行った調査の結果については隣保館ごとに公表すること。

(回答)

- ① 市町村における同和行政については、市町村それぞれの考え方にに基づき、取り組まれています。
部落差別の解消に関する調査については、福岡県部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、法第六条の規定による国が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行ってまいります。
調査に際しては、参議院法務委員会の「部落差別の解消の推進に関する法律案に対する付帯決議」を踏まえ、取り組んでまいります。
- ② 部落差別の解消に関しては、「部落差別解消推進法」及び「部落差別解消推進条例」に基づく施策の実施に当たっては、参議院での附帯決議を踏まえ、取り組んでいきます。
- ③ 隣保館利用者に対する「人権侵害についてのアンケート調査」は、部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、相談体制の充実、教育・啓発といった施策の実施に資する目的で行うものです。
調査の手法や内容につきましては、条例に基づき、学識経験者等をもって構成する部落差別解消推進協議会にお諮りした上で、進めているところです。
また、隣保館は、広く福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして市町村において設置運営されている公の施設であり、特定の地域や人を対象とした施設ではなく、調査は住所や氏名などの個人情報をも求めない匿名のアンケートであり、参議院法務委員会での附帯決議に反するものではありません。
なお、市町村ごとや隣保館ごとに集計して公表することはしない前提で市町村にご協力をいただいているところであり、調査結果を隣保館ごとに公表することは考えておりません。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

調整課

(担当者・内線)

高瀬・3354

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望88

(要望事項)

- ①労働委員の選出にあたっては、労働団体の組織人員に応じて配分すべきであり、連合が独占している現在の状況を見直すこと。
- ②県政の諸施策をすすめるにあたっては、労働組合、商工団体、女性団体など多くの団体から広く意見を聞くよう努めること。

(回答)

① 労働委員の選任にあたっては、労働委員会が労働争議の調整及び不当労働行為の審査を行う公、労、使による三者構成の合議体である性格に鑑み、労働委員会制度の趣旨に沿った円滑な運営が確保され、その機能が最大限に発揮されるよう、総合的な観点から、公正に選任しているところです。

② 県としては、「福岡県労働政策審議会」や「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」等、公労使が集まる場において、意見交換を行うなど、労使それぞれの立場の意見を丁寧に汲み取っているところです。

また、県の商工政策・労働政策に関する重要事項を調査・審議する中小企業対策審議会では、商工団体、労働組合を含む幅広い団体から、多様な意見をいただいているところです。

ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けては、令和3年3月に策定した第5次福岡県男女共同参画計画に基づき、様々な施策を実施しているところであり、計画に基づく施策の実施にあたっては、各分野の有識者等で構成する男女共同参画審議会において、ジェンダー平等に関する課題や施策の新たな方向性について、幅広い観点から意見を伺い、施策に反映することとしております。

また、女性団体との意見交換会等、地域等におけるジェンダー平等に関する現状や課題、意見等を直接伺う機会を設けております。

(担当部)

福祉労働部

商工部

人づくり・県民生活部

(担当課)

労働政策課

中小企業振興課

男女共同参画推進課

(担当者・内線)

鐘ヶ江・4217

山口・3671

俣野・2943

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望89①

(要望事項)

暴力団に対しては、集中的な対策が行われ、工藤會については、組織のトップに有罪判決が下され、本部事務所も撤去された。組織の構成員も減少していると報じられている。引き続き、暴力団排除に取り組み、市民生活の安全確保に努めること。暴力団構成員が組織から自立できるよう支援策を講じること。

(回答)

県警察では、これまで暴力団対策を最重要課題と位置づけ、組織の総力を挙げて取り組んできたところであり、工藤會最高幹部の検挙を始めとする取締りの強化や官民一体となった暴力団排除施策の推進により、工藤會の本部事務所が撤去に至り、さらに、工藤會総裁等に対して死刑等の判決が宣告されるなど、本県の暴力団対策は着実に前進していると認識しています。

しかしながら、工藤會総裁等に対する有罪判決は、工藤會壊滅に向けた通過点に過ぎず、また、県内における暴力団等の対立抗争事件の発生が懸念されるなど、県内の暴力団情勢は依然として予断を許さない状況であり、県民の皆様の安心で安全な生活に大きな脅威を与えています。

県警察においては、引き続き、暴力団の壊滅に向けて全力で取り組み、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、暴力団構成員の離脱就労支援については、他都道府県との連携を強化して現在では37都道府県との間で、離脱した者の社会復帰対策のための広域連携協定を締結するに至るなど、暴力団構成員の離脱就労に関する施策は前進を続けています。

県警察においては、引き続き、暴力団構成員が組織から自立できるよう、県や県暴追センター等と連携して、更なる支援策を講じてまいります。

(担当部)

警察本部

(担当課)

組織犯罪対策課

(担当者・内線)

鷹木・警4423

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望89②

(要望事項)

交通安全施設について、信号機設置や横断歩道の整備や修繕などの要望が数多く上がっている。必要な予算を抜本的に増やし、住民要望に応え、安全確保に努めること。

(回答)

信号機や横断歩道などの交通安全施設の整備につきましては、地域住民からの要望を踏まえた上で、道路交通環境や交通事故実態等から、必要性、緊急性を総合的に考慮して整備を行っております。

今後も、住民からの要望を踏まえつつ、交通状況を総合的に勘案し、適切な設置、整備に努めてまいります。

(担当部)

警察本部

(担当課)

交通規制課

(担当者・内線)

佐藤・警5176

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望90

(要望事項)

在日韓国・朝鮮人や中国人を罵倒するヘイトスピーチとデモが、本県においては福岡市や北九州市などの繁華街で行われてきた。2022年は大きな動きがなかったものの飯塚市では、未だ行われており、今後も動向を注視していく必要がある。

アジアの玄関口である本県でもヘイトスピーチによる人権侵害を根絶するため、2016年に国が施行した「ヘイトスピーチ解消法」に基づき、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消を図るよう進めること。ヘイトスピーチを行う特定団体に対し、県の所有する施設の貸し出しを制限するよう、ガイドラインを策定すること。ヘイトスピーチを規制するための条例を策定すること。

(回答)

ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけるだけでなく、それを見たり、聞いたりした人々に不安感や嫌悪感を与え、差別意識を助長することにも繋がりがねず、決して許されないものです。

県では、これまで、外国人の人権について、県民講座や、県、市町村等の相談業務に従事する職員の資質の向上を図るための「人権相談従事職員研修」を毎年実施するほか、啓発ラジオ番組を放送しています。

また、平成28年のヘイトスピーチ解消法の施行後、県や両政令市、法務局などで構成するヘイトスピーチ対策連絡会議を設置し、連携して様々な啓発に取り組んでいます。

今年度は、県ホームページに啓発文を追加し、街頭ビジョンや映画館で啓発動画を放映いたしました。

公の施設の使用許可申請については、地方自治法第244条第2項で、「地方公共団体は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」と規定されています。また、公の施設の使用を申請の段階で制限することについては、憲法第21条において集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由が保障されていることから、慎重な検討が必要と考えています。

今後も、ヘイトスピーチ対策連絡会議において、関係機関としっかり連携を図りながら、ヘイトスピーチを許さない社会の実現に向け、ヘイトスピーチ解消法に基づいて啓発に取り組むということといたしております。規制条例を制定することは考えておりません。

国に対しましては、引き続き、ヘイトスピーチの解消に向け、法に基づき、実効性のある対策を講じるよう、求めてまいります。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

調整課

(担当者・内線)

宮原 (内3356)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望91

(要望事項)

本県の外国人労働者数は2021年度で53,948人にのぼっていることから、県が設置した福岡県外国人相談センターが外国人労働者の様々な相談に応じられるようにすること。妊娠、出産に関わる事件なども起こっていることから、関係機関（労働基準監督署や法務局、県内市町村の相談窓口等）との連携を強め、実効性のある相談体制を構築すること。

(回答)

令和元年7月に開設した福岡県外国人相談センター（以下「センター」という。）では、在住外国人の皆様が地域で安心して暮らせるよう、日本語を含め22言語で相談できる体制を構築し、相談内容に応じて専門機関に取り次ぐことにより、在住外国人の皆様の抱える悩み事等の解消につなげていく相談対応に取り組んでいます。

また、センターにおいて在住外国人の皆様からの多岐にわたる相談に対応できるよう、県内の外国人相談窓口が集まる会議等を実施し、様々な分野の専門機関や県内市町村の相談窓口との連携づくりに努めております。

県といたしましては、引き続き、外国人労働者からの相談にもしっかりと対応できるよう、このような取組みをしっかりと進めてまいります。

(担当部)

企画・地域振興部

(担当課)

国際局国際政策課

(担当者・内線)

財間・2565

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望92

(要望事項)

賃金の平等はジェンダー平等社会を築くうえでの土台中の土台であるが、男女別の非正規を含む平均給与は、男性では532万円、女性では293万円(2020年国税庁民間給与実態統計調査)であり、40年勤続で計算すると、生涯賃金では1億円近い格差になる。男女別平均賃金の是正計画の策定と公表を企業に義務付け、政府が監督・奨励する仕組みをつくるよう、女性活躍推進法の抜本改正を国に求めること。

(回答)

令和4年7月、国(厚生労働省)は女性活躍推進法の省令・告示を改正、施行し、一般事業主行動計画における情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加されました。常用労働者301人以上の事業主には、改正以降、次の事業年度の開始日からおおむね3か月以内に、直近の男女の賃金の差異の実績を情報公表することが義務付けられました。また、「男女の賃金の差異」の数値だけでは伝えきれない自社の実情を説明するため、事業主の任意で、より詳細な情報や補足的な情報を公表することも可能になっています。

県においては、経済団体が参加する会議の中で、この制度改正について周知したところです。

一方で、男女間の賃金格差については、男性に比べて女性の「平均勤続年数が短いこと」、「管理職比率が低いこと」などが要因と考えられ、これらの解消が重要です。

このため、県では、女性が長く働き続けることができる職場環境づくりを進めるため、「福岡県女性の活躍ポータルサイト」を通じた先進事例の紹介や経済団体・業界団体と連携して女性活躍の取組を推進するとともに、チラシや動画といった啓発素材を作成・発信し、職場におけるアンコンシャス・バイアスの認知と理解に向けた啓発活動に取り組んでいます。

また、女性の管理職への登用を促進するため、企業等の課長、係長、若手職員といった職務経験に応じた女性人材育成事業に取り組むとともに、企業経営者の意識改革のためのフォーラムを実施しています。

さらに、希望する企業に社会保険労務士などの専門家を派遣し、一般事業主行動計画策定などの女性活躍推進に向けた企業の取組を支援しています。

(担当部)

人づくり・県民生活部

(担当課)

男女共同参画推進課
女性活躍推進室

(担当者・内線)

古賀・2947

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望93

(要望事項)

選択的夫婦別姓制度の導入を国に働きかけること。

(回答)

選択的夫婦別姓については、婚姻後も仕事を続ける女性が大半となっていることなどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことが婚姻後の生活の支障になっているという意見がある一方で、我が国の夫婦同氏制度の歴史の中で培われてきた家族の一体感や子供への影響、また最善の利益といった点を考える必要があるのではないかという意見もあります。

このため、国においては、選択的夫婦別姓の導入については、こうした国民各層の意見、国会における議論、司法の判断、これらを十分に踏まえて検討される必要があると考えております。県としても、この国の検討の状況、その動向を注視してまいりたいと考えております。

(担当部)

人づくり・県民生活部

(担当課)

男女共同参画推進課

(担当者・内線)

俣野・2944

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望94

(要望事項)

日本におけるLGBTQの対人口比は7.6%にのぼる。国連人権諸機関が日本政府に対して示す勧告を尊重し、性的指向の自由・性自認の尊重、身体に関する自己決定権の尊重などを含むLGBTQ平等法を制定し、社会のあらゆる場面で性的マイノリティーの権利保障と理解促進を国に求めること。同性婚等を認める民法の改正を国に求めること。

本県のパートナーシップ制度の活用を図るとともに、ファミリーシップ条例を本県においても制定すること。

(回答)

県では、県民の皆さんが性の多様性について正しい理解と認識を深め、性的少数者の方が安心して生活し、活躍できる福岡県の実現を目指しています。

県の人権教育・啓発の基本的方向を示す「福岡県人権教育・啓発基本指針」において、性的少数者の人権を本県が取り組むべき10の人権分野の1つと位置づけ、教育・啓発に取り組んでいるところです。

これまでも、性の多様性をテーマとする特別展や県民講座の開催、人権啓発ラジオ番組の放送、性的少数者の人権問題を専門とする研修講師の派遣、啓発冊子「レインボーガイドブック」や啓発グッズ「レインボーストラップ」の作成・配布、啓発動画の制作・放映、職員向けガイドブックの作成・研修での活用などを実施してきました。

性的少数者に関する法整備につきましては、国の動向を注視するとともに、性の多様性に対する県民の皆様の理解がより一層深まっていくよう啓発に努めてまいります。

また、昨年4月1日から「福岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。すでに40組以上のカップルが宣誓されており、宣誓者の方からたくさんの喜びの声をいただいています。

この制度では、宣誓することで、県営住宅の入居申し込みをはじめ、県立太宰府病院でのパートナーに関する病状説明・治療方針の同意など、県の様々なサービスを利用いただけます。また、現在、県内の34市町村、20以上の企業に御理解、御協力いただき、サービスを提供いただいています。さらに、今年1月から佐賀県との協定を締結し、サービスの相互利用・継続利用ができる体制を整えました。

今後も、県内市町村、企業、他都道府県に働きかけ、制度の更なる充実を図り、誰もが安心してたくさんの笑顔で暮らしていける福岡県を目指してまいります。

なお、ファミリーシップ条例は制定する考えはありませんが、本県のパートナーシップ宣誓制度では、保育所の入所申込や母子手帳の交付などのサービスに利用できるよう、宣誓書受領証に、子どもの氏名を記載できるよう工夫しているところです。

(担当部)

福祉労働部

(担当課)

調整課

(担当者・内線)

桑野(内3355)

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望95①

(要望事項)

女性に対するあらゆる暴力を根絶すること
増加している児童虐待、DV、性暴力などに対する相談体制を充実させるとともに、あらゆるハラスメントや人権侵害を許さない施策を県として推進すること。

(回答)

増加している児童虐待に対応するため、平成31年4月に児童福祉法施行令が改正され、児童相談所における児童福祉司の新たな配置基準が示されました。この配置基準を踏まえ、計画的に児童福祉司を増員し、相談体制の充実を図っていきます。

県では、DV防止法に基づき「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、相談体制の充実に努めてきたところです。現在、10か所の配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者の相談支援を行っています。夜間や休日にも電話相談を行っているほか、男性や性的少数者のDV被害者の相談窓口も設置しています。また、福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、メールによる相談も実施しており、多様な被害者が相談しやすい体制を強化しています。

引き続き、計画に基づき、DV被害者の安全確保と自立支援のために、相談体制の充実を図ります。

性暴力被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、福岡市、北九州市及び(公社)福岡犯罪被害者支援センターと協働で、平成25年7月に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設しました。

平成27年12月には、被害に遭われた方がいつでも相談できるよう、相談時間を24時間・365日に拡充しました。

さらに、平成30年度に相談員の増員や専門研修の実施、令和元年度にセンター職員への適切なアドバイスを行う精神科医や弁護士等の専門家の配置、令和2年度に子ども専用の相談室を設置するなど、相談体制の充実・強化を行いました。

県警察では、警察本部に全国統一の警察相談専用電話「#9110」、犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」及び性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」を設置しているほか、県下36署全てに相談に対応する係を設置するとともに、休日、夜間においても当直員が面接や電話相談に対応する相談体制を確立し、その充実を図っています。

また、寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導・助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安を解消

するための必要な措置を講じています。

誹謗中傷や差別的な取り扱いなど様々な人権問題に対しては、令和元年10月から、弁護士が法律的な観点から助言する電話法律相談を実施しています。また、令和4年4月から、福岡県弁護士会、福岡市と連携して、LGBT専門の電話相談を実施しています。今後も、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策を、さらに総合的かつ効果的に推進していきます。

<p>(担当部)</p> <p>福祉労働部</p> <p>人づくり・県民生活部</p> <p>警察本部</p>	<p>(担当課)</p> <p>児童家庭課</p> <p>調整課</p> <p>男女共同参画推進課</p> <p>生活安全課</p> <p>被害者支援・相談課</p>	<p>(担当者・内線)</p> <p>橋永、薬師寺・3245</p> <p>桑野・3355</p> <p>笠・2945</p> <p>原野・78-810-530</p> <p>石崎・警2544</p> <p>諸富・警2533</p>
---	---	--

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望95②

(要望事項)

女性や子どもにとって、もっとも身近な性暴力が痴漢である。県内でも痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進すること。

担当部局を設け、福岡県警や民間事業者とも連携しながら取り組むこと。

(回答)

県では、痴漢を含む性暴力根絶に向け、条例に基づき、性暴力被害者支援、被害者も加害者も出さないための啓発、及び加害者の再犯防止対策に取り組んでいます。

被害者支援としては、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、24時間・365日体制で電話相談に応じるとともに、面接相談、急性期の医療面のケア、警察等への付き添い支援など、性暴力被害直後から被害者に寄り添った総合的な支援を行っています。

また、条例に基づき、性暴力となる行為の事例や被害の影響、性暴力をなくすために県民・事業者がとるべき行動などを定めた「性暴力根絶に向けた指針」を策定し、その内容や県の取組を紹介するパンフレットの配付や県ホームページへの掲載等により、性暴力に関する県民や事業者の理解の増進を図り、被害者も加害者も出さないよう啓発を推進しています。

加害者に対しては、「性暴力加害者相談窓口」において、再犯防止専門プログラムの実施や就労等の生活自立支援等により、性暴力の加害行為を繰り返さないための再犯防止対策に取り組んでいます。

こうした取組の推進については、県警察、民間支援団体をはじめとする関係機関・団体と連携を図るとともに、県、関係機関及び有識者による「性暴力対策会議」を設置し、講ずべき施策について協議・検討を行っています。

県警察では、警察本部に全国統一の警察相談専用電話「#9110」、犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」及び性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」を設置しているほか、県下36署全てに相談に対応する係を設置するとともに、休日、夜間においても当直員が面接や電話相談に対応する相談体制を確立し、その充実を図っています。

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導・助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安を解消するための必要な措置を講じています。

また、子供と女性を性犯罪等の被害から守るため、性犯罪の前兆とされる痴漢や声かけ・つきまとい等に迅速かつ的確に対処するとともに、被害防止に向けた広報啓発等を推進しているところです。

今後も、県及び市区町村を始め、関係機関・団体等と幅広く連携を図りながら、子供と女性を守るための取組を推進してまいります。

(担当部)

人づくり・県民生活部
警察本部

(担当課)

生活安全課
被害者支援・相談課
生活安全総務課

(担当者・内線)

原野・78-810-530
石崎・警2544
諸富・警2533
福山・警3057

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)
要望95③

(要望事項)

DV法やストーカー規制法などにもとづき、相談体制の充実、シェルター設置など被害者の自立支援体制を強化するとともに、民間支援団体への助成金の充実、若年層に対するDV防止のための学習や加害者への更生指導など必要な支援を行うこと。
また、市町村や県警との連携を密にして、被害者の安全確保に努めるとともに迅速な対応を行うこと。

(回答)

DV防止法に基づき、県では、10か所の配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者からの相談・保護・自立支援を実施しています。夜間や休日にも電話相談を行っているほか、男性や性的少数者のDV被害者の相談窓口も設置しているところです。また、福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、メールによる相談も実施しており、多様な被害者が相談しやすい体制を強化しています。

被害者の一時保護は、被害者の実情に応じた保護ができるよう、民間シェルター等にも委託しているほか、相談につながりにくい若年層に対するアウトリーチ支援や自立支援、一時保護解除後のDV等被害女性が地域で自立し定着するための支援についても民間団体と連携して実施しているところです。

若年層に対する啓発については、中学1年生及び高校1年生にデートDV防止啓発パンフレットを配布するとともに、デートDVについて専門的知識を持つNPOなどの講師を学校に派遣しています。

加害者の更生については、国において、被害者支援の一環としての加害者プログラムのあり方について調査研究が行われているところであり、他県の動向についても情報収集を進めてまいります。

併せて、配偶者暴力相談支援センターごとに市町村をはじめ関係機関からなる地域連絡会議を設置し、被害者支援が円滑に進むよう、地域における情報共有や連携強化を図っています。

今後も相談しやすい体制や保護体制の強化、自立のための支援の充実に努めてまいります。

県警察では、警察本部に全国統一の警察相談専用電話「#9110」、犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」及び性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」を設置しているほか、県下36署全てに相談に対応する係を設置するとともに、休日、夜間においても当直員が面接や電話相談に対応する相談体制を確立し、その充実を図っています。

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導・助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安を解消するための必要な措置を講じています。

また、ストーカー事案やDV事案に対して、被害者及びその親族等の安全確保を最優先に、組織が一丸となって迅速かつ的確に対処しているところです。

今後も、この種事案への対処に当たっては、県及び市区町村を始め、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、被害者等の安全確保に万全を期してまいります。

(担当部)
人づくり・県民生活部
警察本部

(担当課)
男女共同参画推進課
被害者支援・相談課
人身安全対策課

(担当者・内線)
笠・2945
石崎・警2544
諸富・警2533
藤野・警3463

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望95④

(要望事項)

実際の性交を伴うAVを正面から規制する法整備を進めるよう国に働きかけること。法律で新設された契約の規制や救済手段を広く周知・啓発するとともに、相談体制の整備を、支援・運動団体とも連携して進めること。AV出演強要やJKビジネス根絶に向け、必要な法整備を図るよう国に対して求めるとともに、県としても条例を制定し、被害を生まないように対応すること。

(回答)

県においては、AV出演被害を含む性暴力をはじめ「AV出演被害防止・救済法」で新設された契約上の規制や救済手段に係る相談について「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において24時間・365日体制で電話相談に応じるとともに、内容に応じて、法的支援など総合的な支援を行っています。

また、相談につながりにくい若年女性に対して、夜間見回りによる声掛けなどのアウトリーチや電話・メールによる相談対応、居場所の提供、公的機関への同行支援など、民間団体と連携して実施しております。その他、被害防止のため、中・高校生向けの啓発パンフレットの配布や県ホームページへの掲載などによる注意喚起と相談窓口の周知を行っています。

さらに、性暴力の加害者も被害者も出さないための取組みとして、性暴力根絶条例に基づき、令和2年度から、小学校、中学校、高等学校などにおいて性暴力の根絶や被害者支援に関する成長段階に応じた総合的な教育を行う、性暴力対策アドバイザー派遣事業を行っており、令和4年度から全公立学校において実施しています。アドバイザーによる授業の中では、当該問題も性暴力に該当するものとして、被害者を出さないための教育活動に取り組んでいます。

今後も、国の動向を注視しながら、周知・啓発を含めた被害者支援に取り組み、アダルトビデオ出演強要などを含む性暴力の根絶に向け、条例に定める施策を着実に推進してまいります。

県警察では、警察本部に全国統一の警察相談専用電話「#9110」、犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」及び性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」を設置しているほか、県下36署全てに相談に対応する係を設置するとともに、休日、夜間においても当直員が面接や電話相談に対応する相談体制を確立し、その充実を図っています。

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導・助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、相談者の不安を解消するための必要な措置を講じています。

また、令和4年6月22日に公布された「AV出演被害防止・救済法」に基づき、大学・高校、企業等におけるアダルトビデオ出演被害問題等に関する被害防止に係る広報・啓発活動を推進しているところであり、今後とも、関係機関と連携・協力を図りつつ、

適正に対応してまいります。

条例の必要性につきましては、知事部局とも連携しつつ、県内及び他県の動向を注視してまいります。

(担当部)	(担当課)	(担当者・内線)
人づくり・県民生活部	生活安全課	原野・78-810-530
	男女共同参画推進課	笠・2945
警察本部	被害者支援・相談課	石崎・警2544
	生活保安課	諸富・警2533
	少年課	岩本・警3194 福田・警3074

(別紙様式)

2023年度予算編成にあたっての県政への要望事項

(項目)

要望96

(要望事項)

本県として行政機関、管理職、審議会などへ、男女の平等な参加をすすめること。政策決定や意思決定の場で男女半々の実現を展望し、計画的に女性の採用、管理職への登用を行うこと。

(回答)

本県においては、これまで積極的な女性登用を進めてきた結果、知事部局における課長相当職以上に占める女性職員の割合は、平成27年度に9.1%だったものが、令和4年4月には18.2%まで上昇しております。

引き続き、女性職員の計画的な人材育成を図るほか、職員一人ひとりの意識改革や男女がともに働きやすい職場づくりなどに取り組み、女性職員の積極的な登用を進めてまいります。

また、県の審議会委員については、第5次福岡県男女共同参画計画において、女性委員の比率を令和7年度まで42%以上を維持することを目標に設定し、全ての部局において女性委員の登用を進めており、令和4年4月時点で42.3%となっています。

引き続き、全ての部局において女性委員の登用計画を適切に進行管理し、女性委員の比率の維持・向上を目指して、努めてまいります。

(担当部)

総務部

人づくり・県民生活部

(担当課)

人事課

男女共同参画推進課

(担当者・内線)

花田(内2162)

俣野(内2944)